

平成 29 年

南 三 陸 町 議 会 会 議 録

第 2 回定例会	3 月 6 日	開 会
	3 月 22 日	閉 会

南 三 陸 町 議 会

平成 29 年 3 月 10 日（金曜日）

第 2 回南三陸町議会定例会会議録

（第 5 日目）

---

平成29年3月10日（金曜日）

---

応招議員（16名）

1番	後藤 伸太郎 君	2番	佐藤 正明 君
3番	及川 幸子 君	4番	小野寺 久幸 君
5番	村岡 賢一 君	6番	今野 雄紀 君
7番	高橋 兼次 君	8番	佐藤 宣明 君
9番	阿部 建 君	10番	山内 昇一 君
11番	菅原 辰雄 君	12番	西條 栄福 君
13番	後藤 清喜 君	14番	三浦 清人 君
15番	山内 孝樹 君	16番	星 喜美男 君

---

出席議員（16名）

1番	後藤 伸太郎 君	2番	佐藤 正明 君
3番	及川 幸子 君	4番	小野寺 久幸 君
5番	村岡 賢一 君	6番	今野 雄紀 君
7番	高橋 兼次 君	8番	佐藤 宣明 君
9番	阿部 建 君	10番	山内 昇一 君
11番	菅原 辰雄 君	12番	西條 栄福 君
13番	後藤 清喜 君	14番	三浦 清人 君
15番	山内 孝樹 君	16番	星 喜美男 君

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町	長	佐藤	仁 君
副	町長	最知	明広 君

会計管理者兼出納室長	芳賀俊幸君
総務課長兼危機管理課長	三浦清隆君
企画課長	阿部俊光君
震災復興企画調整監兼 地方創生・官民連携推進室長	檀浦現利君
管財課長	仲村孝二君
町民税務課長	佐藤和則君
保健福祉課長	三浦浩君
環境対策課長	小山雅彦君
産業振興課長	高橋一清君
産業振興課参事 (農林行政担当)	佐久間三津也君
建設課長	三浦孝君
建設課技術参事 (漁港・漁集事業担当)	宮里憲一君
危機管理調整監	村田保幸君
復興事業推進課長	糟谷克吉君
復興市街地整備課長	小原田満男君
上下水道事業所長	及川明君
総合支所長兼地域生活課長	阿部修治君
南三陸病院事務長	佐々木三郎君
総務課長補佐	大森隆市君
総務課主幹兼財政係長	佐々木一之君

教育委員会部局

教育長	佐藤達朗君
教育総務課長	菅原義明君
生涯学習課長	阿部明広君

監査委員部局

代表監査委員	芳賀長恒君
事務局長	佐藤孝志君

選挙管理委員会部局

書記長	三浦清隆君
-----	-------

農業委員会部局

事務局長

佐久間 三津也 君

---

事務局職員出席者

事務局長

佐藤 孝志

総務係長  
兼 議事調査係長

畠山 貴博

---

議事日程 第5号

平成29年3月10日（金曜日）

午前10時00分 開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議案第20号 南三陸町町営住宅条例の一部を改正する条例制定について
- 第 3 議案第21号 南三陸町公民館条例の一部を改正する条例制定について
- 第 4 議案第22号 南三陸町平成の森設置及び管理条例の一部を改正する条例制定について
- 第 5 議案第23号 工事請負契約の締結について
- 第 6 議案第24号 工事請負契約の締結について
- 第 7 議案第25号 工事請負契約の締結について
- 第 8 議案第26号 工事請負契約の締結について
- 第 9 議案第27号 工事請負変更契約の締結について
- 第10 議案第28号 工事請負変更契約の締結について
- 第11 議案第29号 工事請負変更契約の締結について
- 第12 議案第30号 工事請負変更契約の締結について
- 第13 議案第31号 工事請負変更契約の締結について
- 第14 議案第32号 財産の取得について
- 第15 議案第33号 町道路線の認定について
- 第16 議案第34号 町道路線の認定について
- 第17 議案第35号 町道路線の変更について
- 第18 議案第36号 普通財産の貸付けについて
- 第19 議案第37号 普通財産の貸付けについて

- 第20 議案第38号 普通財産の貸付けについて
- 第21 議案第39号 普通財産の貸付けについて
- 第22 議案第40号 普通財産の貸付けについて
- 第23 議案第41号 普通財産の貸付けについて
- 第24 議案第42号 平成28年度南三陸町一般会計補正予算（第4号）
- 第25 議案第43号 平成28年度南三陸町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 第26 議案第44号 平成28年度南三陸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 第27 議案第45号 平成28年度南三陸町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 第28 議案第46号 平成28年度南三陸町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 第29 議案第47号 平成28年度南三陸町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 第30 議案第48号 平成28年度南三陸町水道事業会計補正予算（第3号）
- 第31 議案第49号 平成28年度南三陸町病院事業会計補正予算（第3号）
- 第32 議案第50号 平成29年度南三陸町一般会計予算
- 第33 議案第51号 平成29年度南三陸町国民健康保険特別会計予算
- 第34 議案第52号 平成29年度南三陸町後期高齢者医療特別会計予算
- 第35 議案第53号 平成29年度南三陸町介護保険特別会計予算
- 第36 議案第54号 平成29年度南三陸町市場事業特別会計予算
- 第37 議案第55号 平成29年度南三陸町漁業集落排水事業特別会計予算
- 第38 議案第56号 平成29年度南三陸町公共下水道事業特別会計予算
- 第39 議案第57号 平成29年度南三陸町水道事業会計予算
- 第40 議案第58号 平成29年度南三陸町病院事業会計予算
- 第41 議案第59号 平成29年度南三陸町訪問看護ステーション事業会計予算

---

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第24まで

午前10時00分 開議

○議長（星 喜美男君） おはようございます。定例会5日目でございます。本日もよろしくお願いたします。

ただいまの出席議員数は15人であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。遅刻議員、7番高橋兼次君となっております。

なお、傍聴の申し出があり、これを許可しております。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（星 喜美男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において2番佐藤正明君、3番及川幸子君を指名いたします。よろしくお願いたします。

---

#### 日程第2 議案第20号 南三陸町町営住宅条例の一部を改正する条例制定について

○議長（星 喜美男君） 日程第2、議案第20号南三陸町町営住宅条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） おはようございます。

ただいま上程されました議案第20号南三陸町町営住宅条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

本案は、町営住宅の入居資格のうち、裁量階層の対象とする世帯の要件及び収入の上限額を変更したため、南三陸町町営住宅条例の一部を改正するものであります。

細部につきましては、担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） おはようございます。

それでは、議案第20号の細部説明をさせていただきます。

改正文につきましては、議案書の45ページ、議案関係参考資料は54ページになります。

今回の改正につきましては、裁量階層に関するものでございます。公営住宅法第23条第1項に規定されている、特に居住の安定を図る必要がある場合の対象者及び収入の上限額は、法の制限内で条例で定めると規定されております。今回、入居者の置かれている状況等を鑑み、対象者の要件、上限額を見直すものでございます。

議案関係参考資料の54ページをごらんになっていただきたいと思います。

第6条第2項で対象となるものを定めておりますが、このうち第3号の同居者の範囲を高校生までとするものでございます。これまでは小学校に入学されますと、一般階層になります。収入の状況により退去努力の義務が発生するケースが考えられるため、見直すものでございます。

また、第3項で収入の上限額を25万9,000円としてございます。これまで21万4,000円を超えますと、同じように退去努力の義務、それから割り増し家賃が発生するという状況でございました。このため、子育て世帯の経済的負担を軽減するため、今回の見直しを行うものでございます。

以上で細部説明とさせていただきますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

3番及川幸子君。

○3番（及川幸子君） おはようございます。3番及川です。1点お伺いします。

これは21万4,000円から25万9,000円と幅が上がって、入居者にとっては割安になったということなんですけれども、この18歳に到達するのが3月31日とありますけれども、申告の場合は1月1日基準なんですけれども、この住宅料の算定の場合は誕生日で計算していくのか、あくまでもその年度の申告の1月1日を基準とした申告を見るのか、その辺をお聞かせください。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 家賃につきましては暦年ではなくて、現在申告をしていただいておりますけれども、それで今回の申告による所得がわかるのが6月かそのころだと思いますので、それを使って4月から適用していくということになります。

ですから、年度ごとに家賃が変わっていくということ、4月から3月までの区切りで家賃は計算をいたします。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） そうすると、申告を基準ということは、1月1日申告基準日ですので、



3月までといってもその3カ月間の空白があるということになるのでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 家賃はあくまで4月から3月の1年間の家賃を決定するわけです。

それで申告はいたしますけれども、4月からの適用はできないので、1年前の所得を計算する形になります。既に新年度の家賃計算はもう済んでおりまして、ただそれは1年前の所得証明をもとにつくっております。ですので、空白とかいうのはございません。あくまでも今やっているのは、2年前の27年度の、今新年度、29年度に家賃の基礎資料として使っているのは27年の収入に基づく家賃を計算しているので、どうしても1年おくれになりますけれども、それぞれ空白がないようになってございます。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。1番後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） 裁量階層は収入がある程度あっても、特別にというか、これによって入居する希望があったら認めたいほうがいいんじゃないかというような対象者ということだと思います。収入のほうで21万4,000円から25万9,000円に上がったというのは、先ほど法に定める範囲の中でということでしたので、これが法の定める制限の中のいっぱいいっぱいなのか、どの辺のラインなのかということをお知らせいただきたいということと、今まで未就学児、小学校に入学する前までのお子さんがある場合は、収入があっても入れてあげますよというお話でしたが、今回は高校生までそれを大幅に引き上げるということだと思います。

そこに至った理由と、実際に対象者、どのぐらいふえる見込みなのか。現段階でわかっているとお知らせください。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 2点ございました。

まずもって、25万9,000円の額でございますけれども、これが公営住宅法の上限でございます。これ以上の額はございません。

それから、対象者でございますけれども、ゼロではないといえますか、その収入との兼ね合いからいくと、約10世帯だと思います。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） 上限いっぱいまで引き上げて、なるべく多くの方がというか、必要と思われる方は公営住宅に入居していただく法整備を整えるというような趣旨だと思います。

大幅に引き上げた理由というか、その辺をお伺いしたんですが、それは今細部説明の際に言ったような、なるべく多くの町民の要望に応えるためだということだと解します。

収入要件だと10世帯ほど対象になるのかなということでした。その未就学児から18歳に引き上げたことによる影響、それによって適用範囲が拡大される見込みのある世帯等はどの程度ありますか。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） あくまでも収入が25万9,000円を超えるということが一つの考え方があるんですけども、一番心配したのが、それぞれご結婚されて子供ができましたと、そこは裁量世帯で構わないんですが、子供さんが大きくなると。ご両親も子供のために一生懸命働いたと。それで収入が上がりましたと。そのために制限額を超えたので、要は退去するか、割り増し家賃をお支払いしながら入居し続けるかという選択を迫られると思うんですね。そうすると、大抵の方は割り増し家賃を支払いながらも住み続けるというのが、多分今の状況を考えて大半だろうというふうに考えました。そうすると、将来不安を解消するためには、一定の枠を拡大してあげて、経済的に余裕ができれば確かにご自分で家を建てて退去するのは構わないんですが、そこまで至らない部分はどうしても救済しなければならないだろうということ、実は企画課とも考えさせていただきまして、であれば、裁量階層の範囲を広げるしかないだろうということの結論に至ったわけでございます。

それで、なかなか子供さんがいる世帯と収入のリンク、それから将来の部分の見込みなので、なかなか具体的に将来この方がこのくらいの収入を得るだろうというのは、これは推測つかないものですから、その部分はなかなかつかんでいないという状況ですが、今の状況を考えて十分に考えられるという状況でございます。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第20号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第3 議案第21号 南三陸町公民館条例の一部を改正する条例制定について

○議長（星 喜美男君） 日程第3、議案第21号南三陸町公民館条例の一部を改正する条例制定

についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） おはようございます。

ただいま上程されました議案第21号南三陸町公民館条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

本案は、歌津公民館を開館するに当たり、施設使用等に係る基準を定めたいため、南三陸町公民館条例の一部を改正するものであります。

細部につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（阿部明広君） おはようございます。

それでは、議案第21号南三陸町公民館条例の一部を改正する条例制定についての細部説明をさせていただきますと思います。

今回の改正は、現在歌津総合支所と合築で整備中の歌津公民館の開館に向けまして、設置場所や使用料を定めるために、南三陸町公民館条例を改正するものであります。

詳細につきましては、新旧対照表でご説明申し上げたいと思いますので、議案関係参考資料の1の55ページをお開きいただきたいと思います。

まず、第2条第2項の改正でございます。歌津公民館の位置を管の浜60番地とするものであります。

次に、第8条関係の使用料の改正で、別表の改正になります。別表では、各室の使用料について定めておりますが、歌津公民館で貸し館する各室の使用料の金額を設定するものでございます。

2時間当たりの使用料の額については、1階の会議研修室1、2、3と和室がそれぞれ300円、ホールが700円に設定したいと考えております。

また、この条例の施行日でございますが、開館日がまだ確定していないことから、公布の日から4カ月を超えない範囲内で規則で定める日としております。

以上、細部説明とさせていただきますので、よろしくお願いたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第21号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第4 議案第22号 南三陸町平成の森設置及び管理条例の一部を改正する条例  
制定について

○議長（星 喜美男君） 日程第4、議案第22号南三陸町平成の森設置及び管理条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第22号南三陸町平成の森設置及び管理条例の一部を改正する条例制定について、ご説明申し上げます。

本案は、平成の森しおかぜ球場の利用時間及び利用料の見直しをしたいため、南三陸町平成の森設置及び管理条例の一部を改正するものであります。

細部につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（阿部明広君） それでは、議案第22号南三陸町平成の森設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について、細部説明をさせていただきます。

今回の改正は、現在整備中であります野球場のリニューアルオープンに向けまして、利用料金等の見直しを行うため、条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては、新旧対照表でご説明申し上げたいと思いますので、議案関係参考資料

の1の56ページをお開きください。

まず1点目、第6条の野球場の利用の開始時間です。平成の森宿泊施設を併設する野球場でございますので、利用時間の拡大を図るため、現在の午前9時を午前6時から利用できるように改めるものでございます。その他の施設については変更ありません。

次に2点目、第10条の利用料金関係です。別表の改正になります。第1項の野球場の利用料金ですが、1時間当たりの利用料金の基準額について、現行の800円を1,000円に改めるものです。これは野球場の改修費を単純に転嫁すると3倍となるため、激変緩和措置として、周辺の野球場の使用料と同額程度に設定するものでございます。

また、照明を使用する場合につきましては、1時間当たり2,000円から3,000円に改めるものです。これは現在の照明にかかる電気料金について、実費相当額に改正するものでございます。なお、放送設備については無料とするものでございます。その他の施設については変更ありません。

この条例の施行日でございますが、整備後において、一定期間、芝生の養生期間が必要になりますことから、別途規則で制定したいと考えております。

以上、細部説明とさせていただきますので、よろしくお願いたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

3番及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 3番です。

この平成の森は、昨年から大改修されて、今後使う人たちにとってはすごく快適に使われるものと思われれます。そうした中で、ただいまの料金改定を見ますと上がっているようなんですけれども、当然経費もかかり、これから十分そういう点はわかるんですけれども、ただこれは町内の人たちが使うのと、よそから来て使う場合の料金体系は一緒になっているんですか。これを見ると一緒のようなんですけれども、できれば町民が使う場合の差があってもいいのかなという感がいたしますけれども、その辺お聞かせください。

○議長（星 喜美男君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（阿部明広君） 町内の子供たちが使う場合につきましては、10割減免という形になりますので使用料はかかりません。町外の利用につきましても、子供たちが利用する場合につきましては、5割減免というふうな規定になっておりますので、一般の方々になると思うんですけれども、そこは分け隔てる理由がないので、そういった形に設定させていただきたいと思っております。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 町内の町民の人たちに多くやはり使ってもらうためには、そういった減免制度というものも有効だと思いますので、ただいまお伺いしますと、子供たちには減免があるということは、大人の人たち、例えば6時からと今変更になっていますけれども、朝野球なども考えて、こういう時間の変更もなったのでしょうか。早く6時からということになってますけれども。

○議長（星 喜美男君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（阿部明広君） 先ほどもお話ししたんですけれども、宿泊施設がありますので、合宿などで泊まって早朝練習すると、そういったことを想定してございまして、最近朝野球というのはなくなってナイター野球になっているものですから、余り朝野球という形ではないのかなと。

あと夜使いますと電気料金もかかりますので、早朝の利用を拡大したいというふうなことでございます。

○議長（星 喜美男君） よろしいですか。ほかにございますか。6番今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 私も何点か伺いたいと思います。

まず、リニューアルしている、間もなくもうできると思うんですけれども、その状況というか、順調に進んで完成するのかがどうか、まず1点。

あと第2点目なんですけれども、夜間のこの照明の料金が上がったわけなんですけれども、先ほど課長の説明ですと、実費相当ということで3,000円ということですが、そこでお伺いしたいのは、先ほど前議員の質問の答えにもあったんですけれども、夜間のこの年間利用回数というか、どれぐらいなのか。もし少なければ我慢してというか、無理をして同じ金額でもいいんじゃないかと、そういう思いから、年間の夜間の利用回数、もし実績としてありましたら伺いたいと思います。

あともう1点は、今回改修するに当たって、さきの議会でもいろいろあったんですけれども、とにかく立派なグラウンド、甲子園並みの土のグラウンドができるということなんですけれども、そこを使う子供たちは減免されるということで理解したんですけれども、そこで当町における少年野球の人口というんですか、対象どれぐらいなのか。実はさきごろ新聞で見ただんですけれども、硬式の野球は子供たちも余り減らないんですけれども、軟式の場合、たしか10年かもう少し前に比べると3分の1ぐらいに減っているという、そういう記事も見たものですから、当町における野球人口、やっている数はどれぐらいの推移があるのか、伺いた

いと思います。

○議長（星 喜美男君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（阿部明広君） 3点ほどあったと思うんですけども、まずリニューアルの状況ということで、現在芝張りが終わりましたほぼ終了状態で、14日ころまでにはできるのかなというふうな状況でございます。

それから、ナイターの利用料なんですけれども、先ほどちょっとお話ししたんですけども、今使うと赤字になってしまって、その分、町のほうから出しているようなというか、指定管理になっておりますので、指定管理が負担するような格好になってしまいますので、もともとかかる料金についてはいただきたいというふうに考えております。

周辺ですと、登米とかでも五、六千円、あるいは7,000円近くナイター使用料を取ってますので、そこまでいなくても原価割れしない程度には料金をいただきたいなというふうに考えてございます。

それから、野球少年ということで人口なんですけれども、スポーツ少年団の人数でいきますと、団員数が若干減っております。毎年減っております。ちょっと正確な数字が、軟式野球ですと全県的なデータしか今ないんですけれども、県内で300人程度減っております。27年度で5,236人いたんですが、町内データは今手元にないので申しわけございません。ちょっと手元にデータがございませんので、後ほど答弁させていただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） リニューアルに関しては、14日、間もなくできるということでわかりました。

照明に関してなんですけれども、近隣の自治体と比べると格安ということで、ある程度理解はするんですけども、なるべくなら据え置きみたいな形でできないものか、もう一度伺いたいと思います。

あと夜の年間の利用回数も先ほど聞いたんですけども、そちらの答えがなかったので、大体でよろしいですのでそこも伺いたいと思います。

あと野球少年の増減についてはどうなのか、その件に関してはお任せします。

○議長（星 喜美男君） 暫時休憩をいたします。

午前10時26分 休憩

---

午前10時32分 開議

○議長（星 喜美男君） 再開いたします。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（阿部明広君） 大変申しわけございませんでした。

少年野球、スポ少の人数なんですけれども、27年度で70人くらい、それから28年度で54人くらいという形で減少傾向にあるということでございます。

それから、野球場の利用なんですけれども、年間大体8,000人から9,000人くらい利用している中で、ナイター利用は夏場のそのうちの1割程度がナイター利用されているというふうなことでございます。（「回数」の声あり）

夏場ですので、五、六十回くらいというふうな感じです。その1割程度です。済みません。

（「日数だって。わかるの、正確な日数」の声あり）

○議長（星 喜美男君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（阿部明広君） 済みません、管理者のほうでも正確な数字は把握していないというふうなことで、全体の1割程度がナイター利用だというふうなことでございました。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） ナイターの利用回数については大体わかりました。

そこで、野球少年とかスポ少の流れなんですけれども、27年度70人ぐらいで、28年度50人台ということで、やや減少傾向にあるということはわかりました。そこで伺いたいのは、野球をやっている子供たちの人数は減少してるんですけれども、同じ少子化というか少なくなっていく人数の中で、逆にふえているスポーツの種目というのはあるのかどうか、伺いたいと思います。

ちなみに、よく野球に対して今だとサッカーとかいろいろあるわけなんですけれども、そのところをつかんでいるかどうか、伺いたいと思います。そこで答えとしては多分野球と同等の人気といったらおかしいんですけれども、サッカーとかテニスもあるんですが、そちらは余り普及もしないでしょうから、そこで伺いたいのは次なる人気のスポーツの、それに対する何らかのハードの整備、そちらを伺いたいんですけれども。

○議長（星 喜美男君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（阿部明広君） 少子化ということでスポーツに取り組む子供たちの数も減っているということで、特段ふえているというようなことはない状況です。特段のハードというのは、ちょっとどういった意味かよくわからないんですけれども。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。



○6番（今野雄紀君） 私、課長から野球以外に伸びているというか、次なる人気というか、やっているスポーツの種目は何なのかということをお聞きしたかったんですけども。

○議長（星 喜美男君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（阿部明広君） 人数的にお話ししますと、野球と同じくらいの剣道とバスケットが大体人数的には同じ50人くらいそれぞれおります。それから、その次がサッカーで30人くらい。空手10人くらいとソフトボールも10人くらい、バレー、柔道が1桁の数字というふうな状況でございます。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。4番小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） 4番小野寺です。

先ほど課長のお答えの中で、管理者のほうでその内容を正確につかんでいないというお答えがあったんですけども、そういう記録があるけれどもここではわからないということなのか、そういう記録をとっていないということなのか、管理者を管理する町としてその辺はどのように管理しているか、お伺いします。

○議長（星 喜美男君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（阿部明広君） 月ごとに報告書をいただいているんですけども、その中に野球、ナイターの報告という項目がございませんでしたので、ちょっとこちらとして把握してなかったということでございます。

○議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） ナイターの報告欄がなかったということ、つまりナイターということは照明を使ったということなんでしょうか。それで、その場合の料金とかの問題になると思うんですけども、ちょっと細かいことで申しわけないですけども、その辺もう1回お願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（阿部明広君） 野球場の収入ということで一括で来ておりまして、野球場のナイター設備にだけ個メーターをつけているというようなことではございませんので、電気料金は施設一体的な形になってございますので、使用料としては野球場のほうに込み込みで報告されているというようなことでございます。

○議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） これまでも照明代として2,000円というのは決められていたと思うんですけども、その辺はきちんとされてなかったんでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（阿部明広君） 電気料金につきましては、電力さんのほうにどれぐらいになるか計算をしていただいた金額をもとにお話ししてございました。

○議長（星 喜美男君） そうじゃなくて、球場の利用料ということで。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） おっしゃるとおりです。基本的にナイターを使った回数、明確にそこは指定管理者のほう、しっかりと記録をしていくというのが筋だというふうに思いますので、ここは今後そういうことのないように、ないようですので、今後は昼間何回使用して、夜何回使用してということはしっかりと記録として残すように、指導をさせたいというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第22号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第5 議案第23号 工事請負契約の締結について

○議長（星 喜美男君） 日程第5、議案第23号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第23号工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

本案は、平成28年度志津川保育所建設工事に係る請負契約について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） それでは、議案第23号の細部説明をさせていただきます。

議案関係参考資料の57ページをお開き願いたいと思います。

工事名が、平成28年度志津川保育所建設工事でございます。

場所につきましては、志津川字新井田地内。

工事概要でございますけれども、志津川保育所の新築、木造平家建て、延べ床面積が約750平米でございます。

入札執行日が29年2月6日でございます。

入札方法は、制限付一般競争入札。

入札参加者につきましては、記載の2社となっております。

以下、入札状況については7から13に記載のとおりでございます。

なお、本工事の工期でございますけれども、契約締結日の翌日から平成29年12月20日までとしてございます。

58ページに仮契約書の写しを添付してございますので、ご確認をお願いしたいと思います。

59ページが施設の位置図でございます。

建設場所につきましては、中央団地の西側の部分でございます。志津川小学校、それから災害公営住宅に隣接する箇所でございます。

図面の右側が拡大したものでございます。南北に細長い土地でございます。敷地面積が4,492平米でございます。これまでの保育所の敷地が2,880平米でございますので、2倍とまではいきませんが、かなり広がっております。縦長の変形な土地でございますので、北側に40台駐車できる駐車場を整備し、中央に園舎を設けてございます。南側に60メートルのトラックができるよう配置をし、南側を園地とさせていただいております。

60ページが建物の平面図となっております。保育室が5室、事務室、それから遊戯室、それから調理室という状況でございます。

61ページが立面図でございます。

62ページ、改めまして園舎の平面図となっております。黄色の着色が保育室でございます。図面の左側から、ゼロ歳児から1歳、いわゆる乳幼児が18名、それからトイレを挟んで次が2歳児の保育室で12名を考えてございます。以下、3歳児、4歳児、5歳児、それぞれ20名

の定員となっております。赤の部分が事務室となっております。それぞれ低年齢の保育室が近くなるように配置をさせていただいております。それから、青色がトイレでございます。乳幼児と2歳児の保育室の間にトイレを設けてございます。保育室から直接トイレに行くように配慮をしております。同じように、3歳児と4歳児の保育室の間にトイレを設けてございます。4歳児はトイレに行くには、1回廊下に出ます。3歳児はそのまま部屋からトイレに行けるということで考えてございます。

以上で細部説明とさせていただきますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

8番佐藤宣明君。

○8番（佐藤宣明君） 8番です。おはようございます。

参考資料によりますと、工期が29年12月20日までということでございまして、いわゆる今年度中に建設が終わって、どの段階で、いわゆる来年からなんですかね。来年の入所児童から新しい保育所に入居できるのかどうか。

それから、場所ですが、中央団地の災害公営住宅、戸建てですか、あれの東側というふうな理解でよろしいのか、はい、わかりました。

それから、志津川保育所に限りましては、恐らく災害復旧の対象にはならないんだらうと思うわけでございますけれども、その財源というか、建設財源というのはどういうふうな状況になっておるのか。

それからもう1点、現在の保育所、いわゆる上の山緑地なんでございますが、この間あの辺をちょっと周回いたしたんですが、相当あの緑地公園ですか、緑地じゃなくて全く荒れ放題というか、枯れ草ぼうぼうで荒れ放題の状況になっております。したがって、現在の志津川緑地の跡地の利用と、さらには今後の上の山緑地公園という形の存在をどうするのか。

その辺お伺いします。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） 私のほうから開設の時期と、財源の面の2点を答弁させていただきます。

開設の時期につきましては、年内の完成を見ておりますので、年度内に移るといった状況で考えてございます。そういったことで、29年度の年長児が新しい保育所で退所式を迎えられるようにといったスケジュールを考えてございます。

それから、財源ですが、新年度予算のほうでまた改めて詳しくと思っておったのですが、そ

ちらに載っておりますとおり、1つは1億円の寄附金がございますので、これを充当させていただきます。残りにつきましては、合併特例債を利用して建設するという考えでございます。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 建設場所についてはお見込みのとおりでございます、その場所でございます。

それから、跡地利用ですけれども、従前公園だったものはそれぞれ公園のほうに復帰をさせていただきたいと考えてございます。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 今の志津川保育所の跡地利用の部分は、当然解体をさせていただきまして、現時点ではどのように使うかという方法は持ち合わせておりません。県指定の崖崩れの危険区域となっておりますので、基本的に建物というのは建てられない。当初は宿泊機能を持った、そういった構想も考えてはいたんですけれども、そういう状況だということところで、多目的な駐車場等が最有力かなというふうなことでは考えております。

それから、3月3日にさんさん商店街がオープンいたしまして、3日間我々もいろいろなお客様をお迎えしたりなんだり、実は帰りバスをお見送りするときに、ちょうど上の山のあののり面のところがまともに目に入りまして、町長、総務課長ともいろいろな話をしながら、いずれここはちょっと手入れをしないといけないねと。ただ、都市公園の復旧という工事がやってまいりますので、その公園整備と兼ね合わせて何らかの手だてを打ちたいというようには思っております。

○議長（星 喜美男君） 佐藤宣明君。

○8番（佐藤宣明君） 年度内に完成して、年長児が入って卒園できるような状況にするということです。

それから財源ですが、1億円の寄附ということでございますが、どちら方面からの寄附なんでしょうか。その辺確認したいと。

それから、公園の復旧ですが、上の山緑地公園につきましては災害復旧になるんですかね。どうなんでしょう。

それから、跡地利用でございますが、建物を完全に撤去した場合には相当のスペースというか、広さになるんだろうと。公園も含めまして。どうなんでしょう。例えば、私、一般質問で申し上げた、いわゆるグラウンドゴルフ場とか、そういう高齢者、なかなか高くて大変な

んでしょうけれども、そういう多目的なグラウンドというか、跡地利用というのは考えられないのかどうか。その辺お伺いします。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） 寄附金でございますが、当初予算の29ページのほうにも民生費寄附金として計上してございます。沖縄DFSという会社でございます。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 公園の復旧でございますが、現在、市街地の区画整理事業で一時迂回路を設置しなければならないということで、大きく形態が変わってございます。その辺は工事が終了した段階で、工事用道路等の撤去等はそちらの事業でお願いしたいと思っておりますし、それからそれ以外の小さい部分については、これは単費で対応ということで考えております。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 跡地利用の中でグラウンドゴルフ場という部分で、ゴルフならずフットサルとか、最近そういった新しいスポーツがそちらこちらでやられておりますので、そういう使い方というのは有力な方法論かなと思います。ただ、今月末で、3月中に398号があそこを開通をいたします。そうしますと、個人の土地の所有者の方々もいろいろな土地利用、事業展開が出てくるだろうと思っておりますので、そういった方々の事業の展開にうまくあの町有地が役立てるような、そのような使い方ももう一方では検討材料としてあるのかなと思っておりますが、そういうコミュニティースポーツの場というのは検討する価値はあるかと思っております。

○議長（星 喜美男君） 佐藤宣明君。

○8番（佐藤宣明君） くだいようですが、緑地公園ですね、震災前はもちろん避難所になっておりましたから、築山なんかございまして、子供たちの遊び場あるいは老人、高齢者の憩いの場所という形で、非常にそういう意味で有効になっていた場所ということでございますので、ぜひ緑地公園ですから早く緑地を回復させて立派な公園にしていきたいと。

それから、跡地利用、今企画課長お答えでございますが、せっかくの用地でございますので、その利活用を十分検討して、なるべくそういう住民のコミュニティ構築の場所につながるような利用というものをご期待したいというふうに思います。

以上で終わります。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） ちょっと確認したいんですけども、1億円の寄附をいただいて、それを建設費用に充てると。それは指定寄附という形なんですか。その辺の確認です。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） 去年おとしですか、病院、ケアセンターを建築する際に、台湾紅十字から直接一般会計のほうに寄附金という形でいただきましたので、それと同じような扱いになろうかと思えます。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。3番及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 3番です。

1点だけお伺いしますけれども、この図面を見ますと、職員室が北側になって園庭で遊んでいる子供に目がいけないような状況かなと思われましてけれども、この辺は現場の人たちと、保育する人たちとよく話し合っただけでこの設計ができたものか、お伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） 町といたしまして、戸倉保育所、それから伊里前保育所、今回志津川保育所と3回目でございます。当然に今までの議論ももう一度最初から検証しながらやってきたところでありますし、前々から同じ質問に同じ回答をして大変申しわけないのですが、子供たちが遊ぶ場合に、職員が事務室から見ているといった現状は絶対にございませぬ。子供たちが外に行けば、当然に保育士も一緒に外で活動しますので、目を離すといったことは想定しておりませぬし、その辺は十分に現場なりの意見を吸い上げてやっておりますので、よろしくご理解をお願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 事故というのは誰も想定して起るわけじゃなくて、今までの保育所なんかを見てると、職員室から子供が飛び出したり、そういうことも懸念されてあったわけなんですけれども、今戸倉保育所、それから伊里前保育所など、そのように地形的に、ここもそうですけれども、建物が自由にできる地形ではないと私は思うんですよ。伊里前にしても。なぜかという、ここも三角で思うような設計ができない状況にあるのかなということも、一つ懸念されるわけです。今までの保育所ですと、広いところに建物が自由に建てられる。そういうよさもあったんですけども、伊里前を見ても、ここの志津川保育所を見ても、用地が変形な用地になっております。そういうことからして、この建物が自由にできない、そういう苦慮しているところもあったのではないかなということが推察されるわけなんですけれども、目視、ずつついて職員室から目を離さないで見ているという、そういうような考えで

はないんです。

事故というのはとっさに起こる場合が往々にしてあるんです。そうした場合、ここの園庭には、よそから入れないような柵などもあるでしょうけれども、子供たちが遊んでいる、完璧に100%ということができない状況下にある場合もあるんです。そうした場合、職員室が前のほうにあったほうが何かの形で目が届くという、そういう配慮も必要でないのかなという観点から私は申し上げているんです。そういう配慮がなされたのか。ただ、設計屋さんに任せていたのか。戸倉も伊里前もそうだからそうしたというような答弁のようなんですけれども、その点どのようにお考えでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 設計を担当していますのは建設課でございますので、私のほうからお答えをしたいと思います。

基本的には設計をする場合、建設課とコンサルが話し合いをするわけでございますけれども、勝手にはやってございません。基本的には我々は保育の知識がございませんので、基本的には現場のお話を聞いて、現場の意見を吸い上げて、それが法的に可能かどうか、それをコンサルと検討するという作業になるわけでございますので、そこは議員が懸念されているように、極端に言えば建設課とコンサルが勝手につくったという案ではございませんので、そこはご理解をいただきたいと思っております。

伊里前と戸倉が先行して建設をされました。当然実際つくってみていろいろな反省点もございますので、それは次の事業の中で当然生かされるものでございます。今回実施するに当たっても、部屋の配置、それからいろいろな機能の面につきましても、前回の知識を十分利用しながら検討させていただいております。

それと、これまでも事務室が北側にあった例が多分ございます。議員ご存じのように、改修する前の名足保育園でございます。あそこも事務室は北側にあつて、園庭がたしか見えなかったはずでございます。そういう中で、保母さんたち、そういう場面どうやったらしっかり安全を確保しながら保育ができるかということは十分継承されていると私は思っておりますので、ここは建物に合ったように、それぞれの保母さんがこれまでの知見を利用しながら運営していくものというふうに理解をしております。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） それからもう1点なんですけれども、駐車場の関係なんですけれども、駐車場を北側に、この図面ではわからないんですけれども、車どめをつくるのかどうなのか。



この駐車場も園舎より広い駐車場になりますけれども、有事のときこういう駐車場も使われるかと思われまので、安全のためには車どめがあったほうがいいと思いますけれども、災害時のときを考えると、それが邪魔になったりというようなこともありますので、その辺もよくご検討の上、実施していただきたいと思います。

以上、終わります。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 59ページ、大変図面が小さくて恐縮でございますが、駐車場の区画線のところに小さい点というのが見えるかと思えます。これがブロック状の車どめになっておりますので、この駐車場には車どめを全て設置しているという状況でございます。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。

ここで、暫時休憩をいたします。再開は11時15分といたします。

午前11時02分 休憩

---

午前11時15分 開議

○議長（星 喜美男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第23号の質疑を続行いたします。ございますか。1番後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） 1点だけ。参考資料の図面等を見て、あの工事の発注ですから図面とか場所とか、今言ってどうなるんだという話もあるんですけども、私の記憶というか感覚で言うと、南三陸町のような余り都市部でないところの保育所、保育機関、小さい子供がいる機関の建物の四方が全部道路で囲まれているというのは、余りないのかなと思いました。

ちょっと今、図面上だと細かくてわからないのでお伺いしたら、東側はのり面が大分高くあって、そこを例えば人が登ってきたりとか、歩いてきたりということはなかなか考えづらいようですけども、ただ小さい子供が、先ほど前議員も心配されていらっしゃったようですけども、ちょっと目を離れたすきに、車の往来が激しいところに出ていってしまうということは危惧される部分もあるのかなと思います。

設計の段階でもそういう話は出たんだろうと思いますが、具体的な対策等、考えていることがあればお話してください。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 1番議員のご指摘のとおり、全ての面が道路に面してございます。

お話のとおり、東側、それから北側にのり面ができてございます。一般的には四、五メートル

ルの高さがございますので、不審者がそののりを上がってくるということは多分余りないだろうと考えてございます。

それと、安全面の考え方でございますけれども、この全ての敷地をフェンスで囲む予定でございます。それで不審者の侵入もある程度防げるだろうと。それで、入り口につきましては2カ所考えてございます。1つが南側、大変小さくて恐縮でございますけれども、建物の南側の2車線道路の園庭のところに、ちょっと扉が開くような枠があるかと思いますが、そこが1つの入り口でございます。

それから、北側の駐車場、大変これも字が小さくて非常に見づらいのですが、2カ所ございます。駐車場入り口、北側の駐車場入り口、三角のマークがあるところですね。それから、その下に歩行者の入り口ということで2カ所。

施設に入るにはこの3カ所からしか出入りができないということになっておりますので、フェンスを乗り越えるということは多分、まだ小さいお子様でございますので、それは余り考えにくいただろうと考えておりますので、これで一定程度の安全は確保できるだろうと考えております。

○議長（星 喜美男君） よろしいですか。6番今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 私も2点ほど伺いたいと思います。

まず第1点目なんですけれども、伊里前、そして先に戸倉保育所、そして次にと申しますか、ようやくという感じで志津川保育所ができるわけなんですけれども、そこで再三前の議員の質問でわかったんですけれども、戸倉保育所その他のときの現場の声を吸い上げたという課長から答弁があったんですが、そこで私お伺いしたいのは、今回この保育所を設計というかつくるに当たって、それがフィードバックされた部分がありましたら、その部分をお聞かせいただきたいと思います。

あともう1点は、1億円の寄附金ということで説明がありました。沖縄の何か免税店ということなんですけれども、そのもとがルイ・ヴィトングループの外資系みたいなんですけど、寄附をいただいきたいきさつというのがもしおわかりでしたら伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 細かい点はいっぱいあると思うんですが、大きくはトイレの配置等が考えられます。先ほど申したとおり、小さいお子様はそれぞれ保育士が直接トイレに行けると。それから、乳幼児ですと沐浴室を保育室内に設けているとか、なるべく手間がかかる子供たちについては、なるべく利便性を高めて、ただ一定程度年齢がいった子供さんには、

やはり廊下に出てトイレに行くような、そういうしつけとといいますか、そういう習慣をつけさせるような工夫はさせていただいております。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） D F S の関係ですが、震災の年かその翌年だと思いますけれども、D F S の社長さんを含め幹部の方々がおいでをいただきまして、志津川保育所の再建に寄附をしたいというお話をいただきました。大変ありがたいということでお話をさせていただいて、実は震災から3年か何かでD F S の何周年記念という式典がございました。私もお招きをいただきましてお邪魔させていただいて、改めてその折にも志津川保育所の建設資金をお願いしたいということでお願いをしてまいりました。

いよいよ志津川保育所が本格的にスタートするというので、2月に副町長が東京の本社のほうにお邪魔をさせていただいて、明確に今度は1億円という金額が示されたということでございます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 改良点、私も先ほど説明があった時点で、トイレがそうかなと思っていました。そこで、そういった答弁で大体わかりました。

そこで2点目の寄附金なんですけれども、今町長の説明ですと、志津川保育所の再建とあったんですが、被災してないのを再建というのはちょっと。例えば戸倉の保育所等だったらわかるんですけれども、志津川保育所の場合、今回ご存じのように復旧じゃなく建てているものですから、そのところのいきさつというか、もう少し詳しく伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ご承知だと思いますが、もともと志津川保育所は再建をしようというか、新設をしようということの計画を震災前に立ててございました。くろしおグラウンドに図書館と一緒に建設しよう。設計図もできたのを多分議員さん方もご承知だと思いますが、残念ながら建設前にこういう状況になってしまいました。

あの志津川保育所、老朽化しているということもありますし、それから1階まで浸水をしました。そういう関係で、修繕をして志津川保育所をとにかく再建をさせていただきました。したがって、災害復旧という観点ではこれは入りませんでした。したがって、従来より計画をしておりました保育所の再建をしたいというのは、震災後、我々ずっと思っていたので、そういうことでお願いをしたということでございます。

なお、補足的には保健福祉課長から答弁させます。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） 今、町長が申したとおりでありまして、志津川保育所も被災を  
してございまして、あのままあの施設を掃除をして修繕をせずと使ってまいりました。  
その際に、若干の災害復旧費用を当て込んで使っておりますので、改めて建設する際には、  
もう一度災害復旧事業を利用できませんので、新たな資金が必要となるといった状況で、先  
ほど申したとおり、合併特例債を利用して整備をするということで町として進めてまいった  
ものでございます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 大体わかったんですけども、そこで最後1点だけ伺いたいんですが、  
その3分の1いただいたルイ・ヴィトングループの寄附に対して、例えばポータルセンター  
にアムウェイの文字があるように、今回の建物において何らかの御礼というか、そういった  
メセナ的な部分での表示みたいなものはあるのかなのか、そこだけ伺って質問を終わります。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 基本的には小さい銘板みたいなものを張りつけるということは必要かも  
しれません。戸倉保育所も多分ごらんいただいたと思いますが、戸倉保育所にも寄附をいた  
だいたところの銘板を張ってございますので、そういう形ぐらいになるかなというふうに思  
います。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。4番小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） 4番小野寺です。

1点だけ。敷地がほぼ三角形になっていて、出入り口が1面にしかないというように思われ  
るんですけども、侵入防止もありますけれども、万が一この敷地から避難が必要だとなっ  
た場合に、ほかの面も必要なのかなと思いますけれども、その辺はどのように対処されるん  
でしょうか。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 出入り口、人が出入りする場所は3カ所ございますが、全体に西側  
に偏っているということなんでしょうかね。確かにそういう配置にはなっております。し  
かしながら、西側以外は全てのり面がございます。ここを小さいお子さんを連れながら緊急  
時に安全に避難できるというのは、かなり難しいんじゃないかと考えてございます。下りで  
ございますので、上りではないので、下りのり面を階段等を設置したとしてもそこを避難

するという事は多分難しいだろうと。

それで、万が一の場合につきましては、駐車場から園舎の横を通りながら南の園庭に行くこともできますし、その逆も可能でございます。よって、そこは実際供用開始するまでの間、非常時の防災計画といえますか、避難計画といえますか、それはそれぞれの施設の中で検討していくようになるかとは思いますが。

○議長（星 喜美男君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

ほかにないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第23号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第6 議案第24号 工事請負契約の締結について

○議長（星 喜美男君） 日程第6、議案第24号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第24号工事請負契約の締結について、ご説明申し上げます。

本案は、平成28年度寄木橋及び寄木線外2路線道路災害復旧工事に係る請負契約について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） それでは、議案第24号の細部説明をさせていただきます。

議案関係参考資料は63ページから69ページになります。

63ページをお開き願いたいと思います。

工事名が、平成28年度寄木橋及び寄木線外2路線道路災害復旧工事でございます。

工事場所につきましては、記載のとおり、歌津字町向地内ほかでございます。

工事概要でございますけれども、橋梁新設が1基でございます。それから、道路改良となつてございますが、災害復旧は基本的には原形復旧が原則でございますが、今回バック堤の影響もございまして、新たに道路を新設する内容となっておりますので、道路改良というような表現をさせていただいております。

該当する路線は記載の1から3まで記載しました3路線でございます。

1つ目が寄木線、幅員が6.5メートルで延長が196.1メートルでございます。このうち橋梁部分が71.6メートルでございます。次に、寄木支線1号線でございます。同じく幅員が6.5メートルの延長が196.6メートルでございます。それから、3つ目でございますが、袖山線、幅員が4メートルの延長が107.7メートルとなっております。

入札執行日でございますけれども、平成29年2月17日に制限付一般競争入札を執行してございます。

入札参加業者は記載の1社となっております。

以下7から13まで、入札状況、それから契約状況を記載してございますので、ご確認をお願いいたします。

工事期間でございますが、本契約締結日の翌日から平成31年3月15日までとしてございます。これはさきの議会において債務の設定をご承認いただいているところでございます。

次ページ、64ページに仮契約書を添付してございますので、ご確認をお願いしたいと思います。

それから、65ページが各位置図でございます。右端から寄木線1号線、次に寄木線、それから袖山線というような形になってございます。

大変恐縮ですが、66ページをお開き願いたいと思います。寄木線の平面図となっております。図面の上方が気仙沼方面、下方が仙台方面となっております。中心部に空白部分がございますのが伊里前川でございまして、左端の上から下に走っているのが、なかなか見にくうございますが、これが新しくできる国道45号となっております。新しい寄木線は赤で着色した部分となっております。

この位置につきましては、現在の寄木橋より約80メートルほど上流側に設置するものでござ

います。この位置の決定でございますけれども、バック堤が8.7メートルございまして、その上に橋梁をかけるということで、バック堤より約3メートルほどの高さが橋の高さとなります。これと合わせて、国道もバック堤より高い部分、それから低い部分が出てまいりますので、ちょうどその高さが合う場所を探したところ、現在の場所より80メートルほど上流がちょうど橋の高さと国道の高さが一致するという場所でございますので、ここに決めさせていただきます。

具体的には被災前の消防署があったのをご記憶の方もいらっしゃると思うんですが、その1個北側の場所でございます。ご本人がいる前でなかなか言いにくいんですが、上下水道課長のご自宅のあったところにほぼ橋台ができる予定でございます。その後、橋を渡りますと、ちょうど農協のあったところを道路が通過して、寄木線にぶつかるという内容でございます。

そして1枚戻っていただきますと、橋の一般図、それから平面図でございます。橋の延長は71.6メートルとなっております。幅員は、橋の部分だけ構造上は6メートルにさせていただいております。前後につきましては6.5メートルでございますので、2車線という形で整備いたします。

それから、68ページ、寄木支線1号線でございます。これは寄木線から伊里前の漁港の町向地区に向かう町道でございます。これにつきましても幅員6.5メートルの2車線で整備をしたいというふうに考えてございます。延長は196.6メートル、それから途中で着色が途切れておりますけれども、この先につきましては防潮堤ができる予定でございます。これにつきましては、原因者である県のほうに整備をしていただくという予定となっておりますので、完成後は6メートル50の2車線道路が、ちょうど船揚げ場の後ろまで接続されるという内容でございます。

次に、69ページ、袖山線でございます。大変見にくくなって一部しかないのですが、場所の特定がなかなか難しいかと思っておりますけれども、左端を南北に走っておりますのが新しい県道でございます。地元の方はよくわかると思うんですが、山庄建設の専務さんの自宅から若干上流側の場所でございます。それから、中心部にちょっと斜めに行っている部分が現在工事をしています三陸道になります。

これらの影響によりまして、現在の袖山線が使用できなくなるということで、新たに用地を買収して道路を設けるものでございます。幅員は4メートルで、延長が107.7メートルでございます。

大変雑駁で申しわけありませんが、以上で細部説明とさせていただきますので、よろしくお

願ひ申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。  
3番及川幸子君。

○3番（及川幸子君） ただいまの説明でわかったんですけども、1点、寄木の町向線ですね、防潮堤のところにつながるということなんですけれども、船揚げ場の後ろという先ほどの説明なんですけれども、そこで終わりなのか。あそこは漁港、昔で言えば漁港の倉庫があった防波堤に抜ける場所があったと思うんですけども、あのつながりはどういうふうになっているのか、お伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 漁港内に当然災害復旧、既に道路ができておりますので、今回防潮堤の影響によってそれが使えなくなるということでございますので、基本的には機能回復という内容でございますので、2車線の道路が現状の道路にすりつくということになります。ですから、利用とすれば寄木線から防波堤といいますか、作業場になっている物揚げ場とか、そこまで行く通路については従前のおり確保できるという状況でございます。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君が退席しております。及川幸子君。

○3番（及川幸子君） そうすると、その防潮堤は県工事なので、その工事と前後して従前の道路にぶつかっていくという解釈でよろしいのでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 防潮堤はご存じのように高くなるものですから、それを乗り越えて、それで一定の勾配をキープしながら今ある、ちょうど船揚げ場の横のあたりですけれども、そこでちょうど勾配が追いつくという状況でございますので、その先については特に改良が必要ないと。乗り越えて交通が確保されたので、防潮堤側とすれば既に機能の回復は終了しておりますので、そこから先の改良工事は特に計画はございません。

○議長（星 喜美男君） ほかにございませんか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第24号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕



○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第7 議案第25号 工事請負契約の締結について

○議長（星 喜美男君） 日程第7、議案第25号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第25号工事請負契約の締結についてをご説明申し上げます。

本案は、平成27年度藤浜漁港防潮堤設置工事に係る請負契約について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては、担当参事からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港・漁集事業担当）（宮里憲一君） それでは、議案第25号の細部説明をいたします。

議案書は52ページ、参考資料のほうは70ページからとなります。

工事名は、平成27年度藤浜漁港防潮堤設置工事。

工事場所につきましては、戸倉字藤浜地内でございます。

工事概要は、総延長が60メートル、場所打ちコンクリート、これは防潮堤の躯体になりますが、これが1,036立米。それから、樋門、樋管一式であります。

それから、契約の方法につきましては、見積もり徴収による随意契約。

見積もり開封日が2月13日。

見積もり業者は、サトー・須藤特定建設工事共同企業体でございます。

契約金額は1億5,336万円、その他につきましてはそこに記載のとおりとなっております。

最後に、工事期間ですが、本契約の締結日の翌日から29年3月31日まで、今年度内ということになっておりますが、これについてはこの工事予算、明許繰越の予算を使用しております

ので、事故繰越をして工事を行おうというものでございます。

次のページに仮契約書をつけております。

それでは、72ページをお開き願います。これは藤浜漁港の位置図です。

右端の下のほうに赤く塗っておりますところがありますが、ここが防潮堤と樋門、樋管の施工場所になります。左の下のほうに①と書いて矢印を引っ張っているのがありますが、このところの先の赤いところが樋門になります。

それから、73ページをお願いします。これがちょうど横断図というんですか、断面になるんですが、ここについて樋門等の場所の縦に切った図面になります。左から右に向かって流れていくと。

それから、赤いところの下のところに斜線を引いていますが、ここの部分が地盤改良をする部分になります。

それから、もう1ページをめくっていただきますと、これが樋門、樋管以外の場所になります。ここも下のところの赤いところで基礎工事をやって、その上にコンクリートの三角形になります防潮堤の本体の工事を行おうというものでございます。

この工事につきましては、2月ですか、寺浜の防潮堤工事について随契でということ一つお願いをした工事がございますが、あれと同様でございまして、昨年3月14日に契約したもののについて、それもちょうど今ごろ契約のお願いをしたんですが、それもいわゆる事故繰りという形で工事をしております。それができの範囲内で打ち切りをさせていただきまして、残った部分について同じ業者に随契をするといったような工事になっております。

今回の工事は、ですから今やっている工事の残り分の地盤改良工事、それから樋門、樋管の工事、それから本体のコンクリートの防潮堤の本体工事ということになります。大体おおよそはそういう形になります。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 今の説明で事業の流れというものはわかりましたけれども、当初見込んだこの事業の全体の金額ですね、明許繰越できなくて事故繰越という形で随契をしたんだと、それはわかりましたけれども、この1億5,300万で、残った事業の全体から示す割合ですかね、幾らぐらいの割合なのか、その辺のところ。

工期もあるわけですがけれども、最終といたしますか、事故繰りですので、その辺の見通しなど

も聞いておかないとなと思ひまして、その辺のところ。

○議長（星 喜美男君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港・漁集事業担当）（宮里憲一君） この工事、全体の工事ですが、これにつきましては大体5億4,000万ほどでございます。それにつきまして、昨年の3月に契約をして工事を始めております。そのときも事故繰りの工事でなかなか事故繰りの年度だけではできないので打ち切りをさせていただいて、また随契をお願いしますというふうな話もちよっとさせていただいたんですが、できない部分については今回やろうと。

今回の工事については大体全体の3分の1をちょっと超えるぐらい、3分の1ぐらいかなと思っております。3分の1の今回発注する工事につきましては、事故繰りの年度内に完成するというふうに考えております。余りまた同じようにたくさんやりましても、この先、例えば保安林等の解除もまだ残っている部分がありますので、そこにつきましてはまたいろいろ業者の皆さんにもご迷惑をおかけするようなことになってはということで、確実に終わる範囲内でとりあえずの発注をさせていただいております。以上です。

それから、全体につきましては、多分もう1年かかるというふうに考えております。

○議長（星 喜美男君） よろしいですか。ほかにございますか。6番今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 6番です。

藤浜の防潮堤、ようやくと申しますか、事故繰りの工事が始まるということでわかりましたけれども、そこで関連なんです、昨今宮城県の中で防潮堤工事の見直しということでニュースが流れたりもしますが、当町において現時点で計画のあった防潮堤から見直しのされる部分というか、何らかの形で見直される部分があるのかどうか、伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港・漁集事業担当）（宮里憲一君） それでは、多分2月28日に国土地理院のほうで水準点の見直しというんですか、再設定をしたというふうなことで、新聞などに出て、それについて宮城県のほうが防潮堤の高さを見直すというふうなお話をされたので、そのことだと思います。

それにつきましては、たしか28日に水準点の見直しがされまして、その分について宮城県では防潮堤の高さを見直そうというふうなお話になっていると。その中で、私どものほうで、全部が全部その見直しをするのかというと、例えばもう工事が始まっているものもあれば、それから防潮堤だけでやれるものでもない、例えば道路もあれば何もあると。一つ見直したら、そこらじゅうみんな見直さなければならなくなって、どうしようもないというふうな

ものもありますので、そういうものは除外をいたしますと、工事をしてなくて設計も途中で何とかなるものといえますと、南三陸町内11カ所ということになっております。

11カ所ですが、具体的に名前を挙げますと、田の浦、石浜、ばなな、11カ所ですから、ばななは3カ所です、名足、中山、馬場、それから館浜、寄木、葦の浜、細浦、津の宮、滝浜の11カ所になります。これはどうするのかといえますと、設計の上から隆起した分、何センチかを飛ばしてしまうと。こういうのがあったら、これだけ上がってたら、ここをプツツと切ると、こういうことになります。でやろうというふうに、我々今のところ聞いております。それについては、国土地理院がされましたのは水準点の改定だけでありますので、今度は水準点から実際の防潮堤の場所でその高さを測量しまして、ここの防潮堤は何ぼになるかということをはかった上で、何ぼおさめるのかということを決めていくという作業が必要になります。その上で、その分を飛ばして、また数量の拾い直しをして工事をするということになります。

用地買収等については、頭を飛ばすだけでするので、下の幅は一切変わりませんから、用地買収の面積等については減らないと、そのまま変わらないということになります。

今後どんなふうにやっていくかについては、まだちょっとはっきり聞いておりませんので、おいおいまた明らかになってくるんだらうというふうに思っております。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 今の参事の話で大体わかったんですけども、その水準点から実際に幾らぐらい上がったり下がったりするのか、センチなのかメートルなのか、そのところを伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港・漁集事業担当）（宮里憲一君） センチです。全部の水準点ちょっと、新しいやつは見つけたんですけども、古いやつを記録してなかったもので、どれだけ下がったか差がわからないので、代表的なところをいただいておりますので申し上げますと、気仙沼市長磯というんですか、大体24センチのアップです。それから、石巻の鹿又で28センチのアップ、それから石巻の鮎川で30センチと、近場でいくとこれぐらいあるんですけども、大体30センチから20センチ少々というところで、引き戻してやったにしても多分下げられるのはこれぐらいの高さかなというふうに思っております。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 大体のセンチはわかりました。

そこで最後伺いたいのは、今回こういった11カ所見直される可能性が出たわけなんですけれども、そこで町長に伺いたいんですけれども、今回こういった見直しに際して、町長としてこういったセンチなのか、もしくは観光面を考えて法律というか、あれが許せるのであれば、もっとメートル単位で調整できるのか、そういったことを考える余地があるのかどうか、伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 防潮堤の高さの考え方は、平成23年に中央防災会議で考え方が示されておりまして、町とすればそれに従って今高さを設定をさせていただいてございます。いずれ上げる下げるといふ議論になれば、やはり合理的な理由が必要なんだろうと思っております。前の議会でもいつかしゃべったことあるんですが、気仙沼市で下げた箇所も確かにございます。そこについては、やはり合理的な理由をしっかりと説明をして、具体的に言うと、市営駐車場のところでございますけれども、あそこがたしか6メートルの当初計画で、鹿折側が5メートルということで、同じ湾内で1メートルも違うのかという話になったようでございます。

それで、簡単に言えば、津波が来たときに鹿折側から反射波が市営駐車場に来るので、どうしてもそこは1メートル高くなるという計算結果が出ておりましたので、鹿折側の防潮堤の位置を大分内陸側にセットバックをして、その反射波を弱らせるということの作業をさせた結果、やっと1メートル下げられたというように聞いておりますので、もし議員おっしゃるようなことであれば、防潮堤位置そのものを考えを変えなければならないということになるかと思っております。

大幅に内陸側に入れて高さを下げるとかというような作業が必要になってきますので、これまでの計画を全て白紙に戻すというくらいの覚悟がないと、それは多分できないだろうというふうに考えております。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第25号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、昼食のための休憩といたします。再開は1時10分といたします。

午前1 1時56分 休憩

---

午後 1時08分 開議

○議長（星 喜美男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

7番高橋兼次君、11番菅原辰雄君が着席しております。

---

日程第8 議案第26号 工事請負契約の締結について

○議長（星 喜美男君） 日程第8、議案第26号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第26号工事請負契約の締結について、ご説明申し上げます。

本案は、平成27年度細浦漁港物揚場等復旧工事に係る請負契約について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては、担当参事からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港・漁集事業担当）（宮里憲一君） それでは、議案第26号の細部説明をいたします。

議案書は53ページ、参考資料は75ページでございます。

工事の名称は、平成27年度細浦漁港物揚場等復旧工事でございます。

工事場所は、志津川字細浦地先。

工事の概要につきましては、物揚げ場の施工延長が69メートル、護岸が37.7メートル、防波堤が13メートルとなっております。

入札執行日は、2月14日。

入札方式につきましては、指名競争入札でございます。

入札参加業者につきましては、記載のとおりであります。

契約業者は、佐千代組でございます。

契約金額は1億8,360万円、その他につきましては記載のとおりであります。

工事の期間については、一番下にありますように契約の翌日から3月31日まで。これにつきましても同様でございます、事故繰りをした上で来年度に施工するという形になります。

それでは、次のページ、76ページに仮契約書をつけております。

それから、次の77ページに細浦漁港全体の中での位置を記載しております。赤く塗ったところが、今回工事をするところであります。外側に防波堤護岸と、それから内側のところに物揚げ場の69メートルの工事をいたします。

それでは次のページをお願いいたします。先ほどのページに番号を振っておりまして、その番号を振った場所の断面になります。これについては基礎を新たにつくりまして、その上に水中コンクリートを打設して、護岸でありますとか船揚げ場をつくるという形になっております。これが1番、2番が78ページ、それから内側の物揚げ場のほうが79ページの図になります。

簡単でございますが、以上のとおりであります。よろしく申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第26号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第9 議案第27号 工事請負変更契約の締結について

○議長（星 喜美男君） 日程第9、議案第27号工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第27号工事請負変更契約の締結についてをご説明申し上げます。

本案は、平成28年度平成の森野球場改修工事に係る請負契約の変更について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） それでは、議案第27号の細部説明をさせていただきます。

議案書は54ページ、議案関係参考資料は80ページから84ページになります。議案関係参考資料をもとにご説明申し上げますので、恐れ入りますが80ページをお開き願いたいと思います。

工事名が、平成28年度平成の森野球場改修工事でございます。

工事場所は、歌津字柘沢28の1番地でございます。

この工事につきましては、昨年9月13日に契約をいたしまして、これまで工事を進めてきたものでございます。この間、工事の内容に変更等が生じたので、今回ご提案をさせていただきました。

変更内容は4番に記載をしておりますけれども、一番大きいものがAの内野クレー舗装の変更でございます。当初設計につきましては、2種類の土と土壌改良材を配合したもので内野を仕上げようということで設計をしておりました。基本的に野球場等の舗装をする場合、事前に工事の前に試験をして、その混合比を再検討するという手続が必要となっております。このため使用する土の種類が明確になった時点で、室内試験をさせていただきました。それでどういうふうな混合割合が一番平成の森野球場にとって最適かということ判断をさせていただきました。その結果、土壌改良材を35%混合する予定でございましたけれども、使用した場合と使用しない場合を比較したところ、それほど効果に違いがないということでありますので、今回土壌改良材を削除いたしました。

土壌改良材につきましては、土の団粒構造を保って、水はけをよくするというものでござい



ます。使用する土は、土壌改良材を使用しなくても長期間団粒構造を維持できるという結果になりましたので、今回外させていただきます。この部分で約900万円の減となっております。

そのほか今度は増額の部分でございますけれども、排水施設等、これまで土の中に隠れていた部分でございますけれども、それぞれ土をはぎ取った段階で再確認した結果、不都合な点がそれぞれございましたので、それらの改修をさせていただきました。

そのほかラバーフェンスを撤去してみたところ、その下地がかなり傷んでいるという部分もございましたので、それら等の修繕を追加したという内容でございます。

それによりまして、全体として約560万円ほどの減額ということになりましたので、今回ご提案をさせていただきました。

なお、工事につきましては、予定どおり年度内完成ができる見込みとなっております。

以上で細部説明とさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

3番及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 3番です。

ただいまの説明を受け、1億8,000万で大変立派な改修をしていただいた野球場ということなんですけれども、別な議案にて野球少年も少なくなって利用が少し減っていくのかなというようなことが懸念されます。そうした中で、このぐらい立派な野球場ですから、野球だけでなく、今後イベント等にこの野球場を使っていけないものかなという思いがあるんですけれども、有効活用していくためには、その辺のお考えをお聞かせください。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 先ほどの議案の中で、選手が少なくなっているというお話がございました。実は私、野球協会で審判をしております、4月から10月までほぼ毎週土日は審判でつぶれるという状況でございます、これまで平成の森が使えないということで登米市に間借りをしているケースが何度かございます。というのは、予約ががち合って残念ながら使えないという状態がございますので、確かに町内の子供たちの数は減っていることは間違いないんですが、それ以外に一つ大きなくくりで考えますと、気仙沼市に今球場がございますけれども、仮設住宅が建っております使用できない状況が続いております。気仙沼・本吉管内で唯一の球場ということで、その利用は町民に限らず、広く考えますとほとんどすきがないという状況が今後とも続くものだというふうに考えてございます。

なので、それともう1点、今回芝生の張りかえをさせていただきました。芝生のコンディションを整えるためには、やはりある程度利用制限をかけざるを得ないというふうに考えてございます。基本的には3日に1回程度は、芝を休ませる時間が必要となっております。今はなくなりましたけれども、国立競技場の芝生といいますか、国立競技場そのものの年間使用日というのは50日しか実は使えなくて、あとの300日余りは芝生の養生にかかっていると、そのくらい手入れをしないと良好な芝生は維持できない状況でございますので、今回1億8,000万円の巨費を投じて改修をいたしました。いずれいろいろな行事に使いたいという気持ちはあるんですが、ある程度このコンディションを維持するためには、一定程度利用制限をかけざるを得ないのかなというふうに考えておりますので、なかなか他の用途には難しいというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） その芝が落ち着くまでというんですけれども、大体どの年数で落ち着くのか。せっかく町内にこうしたすばらしい施設があるので、どんどん皆さんに使っていただいて利用してもらいたいのが本音ですけれども、落ち着いたら使えるのか、何年ごろになると落ち着くとか、そういうことをお尋ねいたします。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 落ち着いてからも実はかなり気を使って、国立競技場はつくってからずっと年間50日間の使用実績で来ておりますので、今はなくなりましたけれども、ですから、多分1年ほどかけないと本当に芝は落ち着かないと思うんですが、そこでまたオーバー使用しますと、また芝生が劣化をしていくという状況になりますので、そこはある程度利用制限も1年後であってもかけざるを得ないというふうに考えております。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） この芝の手入れには相当の労力が必要だと思うんですけれども、その辺の管理というのは現在の平成の森の管理者のほうが行うのか、また別に町のほうで管理していくのか。当分は水かけとかいろいろあると思うんですね。そういう管理はどちらで行うのか、教えてください。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 指定管理者がおりますので、指定管理者で行うようになると思います。

それで、実は種目によって芝の長さというものが違っておまして、野球場の場合は1センチ

チから1センチ3ミリか5ミリ程度が最適だとされておりまして、サッカーになるとまたもう少し長く、さらにラグビーだともっと長く2センチ程度までと言われております。芝の成長点というのは芝の先端のほうにございまして、一度に3分の1以上は刈り込むことができないと。それ以上刈り込むと、成長点がなくなって芝がだめになっていくもんですから、いろいろな種目に使うとなると、芝の管理が非常に難しくなるという点がございます。ですから、これまで以上に芝に気を使って利用する、そういうふうなことをしていかないと、多分三、四年すると、またもとのもくあみになる可能性がありますので、そこは芝の状況を見ながら多分利用していくような形になるんじゃないかなというふうに考えております。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。6番今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 6番です。

私も伺いたいですけれども、今回すごく立派に1億8,000万かけて改修したということで喜ばしいことなんですけれども、そこで今課長の答弁あったんですが、野球の審判をなさっているくらいで随分野球に詳しいということがわかりました。多分今晚のWBCの試合も心待ちにしていると思いますけれども、そこで私、1点伺いたいのは、これほど野球場を立派に改修して、以前あった今仮設の建っている、以前はサッカーとかしていた広場というんですか、そのところを今後、現時点でよろしいですので、どのように復旧していくのか。その方向性を伺いたと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） これは建設課としての考え方ですので、そこだけ述べさせていただきますと思います。現在、応急仮設住宅で使用しています。使用が終わって解体をすれば、町とすれば県に対して原状復旧をしていただきたいと思いますということになるかと思えます。原状復旧といえ、当時芝生がございましたので、芝生まで復旧をしていただきたいと思いますということでご協議申し上げたいというふうに考えております。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 県の原状復旧というんですけれども、そのレベルというか、以前のレベルになるのかどうなのか、そのところ。もし今後、例えばなんですけれども、当町にも今ブンデスリーガーで活躍しているキャプテンでしたっけ、長谷部選手等からも町にはないんですけれども、町のほうに1億円という寄附とかもいただいて、そういった形である程度復興に際してサッカーの面に関しても何ら応え……そういった義務があるのかどうかかわからないんですけれども、心情として応えていく必要というか、あるんじゃないかと思うんですけ

れども、その点に関してどのような感じで、これは課長なのか、別の方なのか、そういった思いを伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 今後この辺は検討する必要がありますが、基本的に私、個人的に思うのは、平成の森野球場、これほど立派な球場に改修をして、これから20年、30年と使っていくわけですが、そこでやっぱりどうしても必要になってくるのはサブグラウンドが必要になってくると思います。いずれ高校野球の予選もやってございますので、そのときに試合前のアップとか、それは当然する場所が必要になってまいりますので、そういったサブグラウンドというのはまずもって必要なのではないかなというふうに思っております。

それから、サッカー場せっかくございましたので、そこも1面なのかわかりませんが、その辺で整備できればなというふうに思っております。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 今、町長より答弁ありましたけれども、野球のサブグラウンドという、私としてはちょっと残念なような思いの答弁をいただきました。そこで、野球場を立派にしたんでしたら、それなりにサッカーのできるのところも、できればJ2あたりが来てやるぐらいのサッカー場になるような形で整備する考えというか、思いが少しでもおありかどうか伺って終わりしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それなりの施設整備をしますと、陸上競技もそうですし、野球もそうですし、サッカーもそうですが、やっぱり試合前の練習会場というのはどうしても必要になってまいります。そういう観点で考えたときに、また繰り返しますが、これほどの財政を充てて立派に再生をするわけですので、やっぱりそれなりに使ってもらうためには、そういった選手の環境、これも整えるというのは必要だと私は思っております。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 事業といたしましては非常に結構なことなんですけれども、問題は今回出ておりますこの変更契約という内容の議案でありまして、この変更の事由なんです、理由。500万の減額と、この理由を見ますと、土壌改良材が不要になったということでもあります。この改修工事に当たっても設計をしたんでしょうけれども、その段階ではわからなかったのかということなんです。その土壌改良材。要は、震災に遭って復旧工事など数多くあるわけなんです。急がなくてならないということで設計もそこそこといいますか、見切り発車

の部分で設計施工も行われた箇所も多々あるかと思うんですね。これは仕方のないことだ。

ただ、こういった事業が、復旧でもなければ何もないわけです。震災を受けたわけでもない。という事業も、何か見切り発車的なやり方もしたのかなという感じもしないわけでもない。これは事前にわからなかったのかということですよ。室内で試験的にやったけれども、どうのこうのとうたわれておりますけれども、果たして始まる前にわからなかったかということですよ。普通はそこまでやって施工に当たる、入札するんじゃないんですかね。その辺いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） この35%、35%、それから土壌改良材を30%と、土壌改良材を30%配合するという部分だけの考え方は、一般的な考え方でございます。一般的には何もないフラットな状態で考えれば、30%添加するというのが普通どこでもやっていることでございますので、前例に倣うと30%必要だろうという判断をさせていただきました。

議員ご指摘のとおり、本来であれば土を特定をし、事前に入手をして、こちらでこの土というような形でやって、そして試験をかけて事前にその結果をもとに当初設計を組む、それが多分一番ベストなやり方だろうというふうに考えます。ただ、今回につきましては、この設計については実は直営でさせていただきました。業者に委託したものではなくて、職員が改修計画から積算までさせていただいたんですが、その中で一つ問題なのが、どこのどの土を使うというのは一定程度業者の裁量部分がございます。事前に例えば岩手県の何とか町の何とか地区のこの土を使いなさいということをししないと、正確な試験はできませんので、そこは残念ながら省かせていただきました。

業者が決まって、実際使う土が決まった段階で、先ほど申したとおり室内試験をして、果たして30%配合するのが適切であるかどうかを判断させていただいたという状況でございます。そこは一つ経費の問題もございますので、当然その試験を事前にやれば別途委託料と、予算化をして業者発注して当然やらせていただきますので、ただ今回は一つ経費の削減と、それほど大きな変更はないだろうという想定のもとに事業を進めていったという状況でございますので、そこはご理解をお願いできればと思います。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 減額になったからいいとか、経費が少なくて済んだからいいとかという問題を言ってるんじゃないんですよ、私はね。やり方としてはどうなのかということ言ってるんであってね。本来であれば、きちんとした結果が出て、そして発注するという形をと

らなければならぬのでないのかということなんであってね。

職員の方々でできるのであれば、これからも全てそうしてもらいたいですね。設計料は大変かかっているわけですから。これからできれば職員の方々でやって、経費をどんどん浮かせてもらって。

それから、前にもこの予算をとるときに、いろいろと甲子園の土とかなんとかという話、いろいろと議論になったわけですが、そうするとこの配合というか割合で、甲子園の土というのはうたわれないんですかね。これ関係ないかな。前と同じで、甲子園の土だよというような表示明記はできないのかなということ。いかがですか、その辺は。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 今回設計したのは、任期つきで派遣いただいている職員の方にやっていただきましたので、残念ながら任期がいつまでかちょっとわかりませんが、終わればまた委託をしなければいけないということになるかと思えます。

甲子園の土と、最初から私お話ししてるんですが、甲子園と同等という言い方をしましょうということを書いてますので、これからも三浦議員、地域で聞かれたときは甲子園と同等の土が入っているということで、胸を張って言っていただいて結構でございます。

○議長（星 喜美男君） よろしいですか。ほかにございますか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第27号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第10 議案第28号 工事請負変更契約の締結について

○議長（星 喜美男君） 日程第10、議案第28号工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第28号工事請負変更契約の締結について、ご説明申し上げます。

本案は、平成28年度ばなな漁港防波堤護岸船揚場復旧工事に係る請負契約の変更について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては、担当参事からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港・漁集事業担当）（宮里憲一君） それでは、議案第28号の細部説明をいたします。

議案書は55ページ、参考資料は85ページになります。

工事名は、平成28年度ばなな漁港防波堤護岸船揚場復旧工事であります。

工事場所は、歌津字名足地内ほか。

契約の相手方は、阿部伊組でございます。

変更の理由につきましては、中山の沖防波堤の消波工に使用します消波ブロックの数量を増加する必要が生じたため、請負金額の増加変更を行うものであります。それに合わせて、完成時期が3月24日から3月31日に変更しようとするものであります。

契約金額につきましては、そこにありますように当初の金額は3億2,400万、変更後が4億8,200万少々で、増額は1億5,800万ほどであります。

それから、完成期日については、先ほど申しましたように3月24日から3月31日、これにつきましては、これも28年度と書いているんですが、27年度予算を使っておりました事故繰りで来年度いっぱい仕上げたいと思っております。

それから参考資料の次のページ、86ページに変更の仮契約書をつけております。

その次の87ページに、この工事のどんなふうにあつたかということで計算表をつけておりますが、この工事につきましては名足の防波堤護岸工事、それから松崎の船揚げ場工事、中山の沖防波堤工事、馬場の船揚げ場工事の4つの災害復旧工事をまとめて発注したものでございます。これの下から3つ目の中山沖防波堤工事について増額をいたしました。右から2つ目に増減額というのがあって、三角があつたり、普通の数字になっている部分がありますが、この三角の部分あるいはふえた部分というのは、工事の中でこの4つの査定番号のところ

案分をしていきますので、諸経費等がこんな形で案分になったと。結果として、合計としては1億5,800万ほどの増加になってますということであります。

続きまして、次の88ページをごらんいただけたらと思います。

これはばなな漁港全体の中で、この契約の工事の場所を示したものであります。一番左の端が名足地区で防波堤と船揚げ場工事、それから真ん中が中山の沖防波堤でございます。それから、右側が馬場の船揚げ場工事ということになっております。現状といたしましては、名足ではただいま工事が行われております。中山についても現在ブロックをつくって沈めているところですよ。馬場につきましては、ワカメ時期が終わってからということなので地元とお話をさせていただいております。

続きまして、89ページでございます。

一番上が発注のときの図面でございます、これが真ん中の既存の堤体がちょっとゆがんだところへ、上をかぶせてブロックを入れようということでしたものであります。これを実際やろうとして測量なりをいたしましたところ、既存堤体、もとのやつが査定の設計書を使ったもんですから、湾断面でやっております、当然もっとへこんだところもあればということになりますので、そこの計算をすると大きくなったと。

それからもう一つは、赤い部分から上のほうに青い部分がふえている部分があります。これにつきましては、30トンのブロックを使って乱積みということでしたと、今書いてある赤い部分の厚さでは、どうも2個は並ばないということになりまして、上のほうへも必要だということなので全体としてふえることになりました。

それで計算をいたしますと、もともとが135個から今回は393個へ、258個の増加ということになりました。それを加味いたしますと、1億5,900万円の増加とするということになっております。

以上、簡単ではございますが、細部説明といたします。以上でございます。よろしくお願ひします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

7番高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） この沖防波堤の工事については、もともとあった防波堤が傾いて、それをどうしようもないので、それを固めるというような説明があったんですが、最初これ258個、30トンというと7,700トン強の目方になるんだけど、最初は138個で間に合うというような計算だったんですかね。それが倍以上なければもたないというような結果は、いつごろそ



れわかったんですか。もう完成というか、工期時期が近づいているのに今それがわかって、それで今からブロックこしらえて間に合うんですかね。

それから、ばなな漁港防波堤護岸工事船揚げ場というようなことなんですけれども、名足と馬場の船揚げ場はまあ計画にあるようですが、中山の船揚げ場の計画はどうなっているんでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港・漁集事業担当）（宮里憲一君） 今ごろから変更して間に合うのかと、こういうお話やと思います。間に合いません。ということで、これについても事故繰越をして来年度させていただきたいと。今からやって、多分ちょうどになるんじゃないかなと思っています。

それから、今の130何個につきましては間もなく終わりそうになっているんですが、それに引き続いて型枠も今来てますので、同じような場所をつくって、引き続き工事をやっていきたいというふうに思っております。

それから、中山については、ばななの漁港についても、残っているのは中山の船揚げ場2カ所です。これについては以前から地元のほうで1カ所にまとめてというお話がありまして、それについてはお話をして、一応1カ所にまとめてやるということで、国のほうの了解も得ております。今何をやっているかという、これ新しいところにつくるものですから、埋め立て免許等が必要か、あるいはそれを取らないといけないというふうなことで、今作業をしておるんですが、その辺もちょっといろいろ昔の土地があったりなかったりとかいうようなことがあるので、調べたり何かしながら、ただいま調査をしているというところであります。それができましたら、できるだけ早い段階で船揚げ場の工事もやっていきたいというふうに思っております。

それだけでよかったですかね。（「はい」の声あり）

○議長（星 喜美男君） 高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） 間に合いませんって、さっき24日の工期が31日になりましたと言ったんじゃないですか。そうすると、それで間に合いませんということはどういう意味なんですか。

まだ、これから型枠が来て、これからこさえていくんだから、そこに投入して終わって工事が終わるということでしょう。それが31日で終わるんですかということなんですけれども、ちょっとおかしいなと思ってね。それで、ほぼ倍近いんですよ、最初の計画から258個というとね。そんなに、最初の設計がそんなに狂ってたんですかね。誰がそれ設計したんですか。

ちょっと考えられない話なんだけどね。

いずれにしても、困るのは地元の人たちなのさ。船揚げ場についても地元の人たち、かなり心配しているので、早く鮮明な計画を打ち出して、それで早く工事に取りかかっていたいただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港・漁集事業担当）（宮里憲一君） 既にもう工事を始めてまして、中山の、そのブロックを放り込む工事なんですけれども、これは一遍に何百個つくって、それを順次放り込むというわけではありませんので、何個かの型枠があつて、それができたらそのたびに放り込んでいくというやり方をしています。130何個につきましては、去年の9月からの工事ですので、もう済みます。当初の予定の数量については。

何でこんなに違うのかというと、これは査定設計をそのまま使ったんですけれども、そのときに斜めに本体が崩れてますので、一部は見えてるけれども一部は見えてない。見えてるところの断面をとって、湾断面でボンと計算してしまつたと。それで査定を受けてるものですから、現実にはその数字でやっているということになります。これを正しいというか、正確なというか何というか、そういうやり方をしようとする、一遍きちんとした測量をして、こういう今の数字みたいな形に直して、それから設計をして発注をします。こうすると、こういう余り格好のよくない変更というのは出てこないということになります。ただ、今回の場合、何で半分ぐらいわかつてやったのかというお話になろうかと思いますが、それをしますと、重変とかなんとかいろいろな役所の中の手続がございますので、今当面の130何個を一生懸命放り込んでいる間に手続のほうをずっと済ましてきて、引き続いてやれるような形にしたいというふうなことで、今こんな形になっておるといふことでございます。

○議長（星 喜美男君） 高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） いろいろと事情なんでしょう。事情があつて進め方もいろいろと考えてからやっているんだと思いますが、だから当初この話が出たときに、傾いたものを固めて大丈夫なんですかというようなことを私言った記憶があるんです。結局大丈夫でなかったわけだ。大丈夫でないから増設したわけだ。当時は130何ぼなんだもの。違うの。これ追加でしょう。まあ、答弁を聞いて、それで終わります。どこまでやったってわかんないから。

○議長（星 喜美男君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港・漁集事業担当）（宮里憲一君） 何かが事情が変わつたからふえたというわけではありません。査定のときに既にこうなつていたと。そのとおりのいろいろな断面

をとってはかってやっていたら、今と同じ数字になってたはずなんです。そやから、何かあったからふえたんじゃないに、もとあってほんまに必要な数字をちゃんとはかったらこうなったと。そやから、途中で崩れたからふえたんだとか、そういう話ではないわけです。もともと一緒やった、もともと要ったはずやったんです。

ちょっとプロに……。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） では、ちょっと改めて補足をさせていただきます。

一番上の断面でございます。私、時あるごとに災害は原形復旧だということを申し上げております。その原形復旧の原則から言えば、今コンクリートの堤体が傾いて使い物にならないので、それを一旦解体をして、もう一度基礎から作り直すというのが多分一番オーソドックスなやり方でわかりやすいかと思えます。

ところが、幅が16メートルの高さが8メートルもある、そういう単体の構造物でございますので、解体をするだけで1億円以上の金がかかるという状況でございます。あと経済比較をしたときに、それをそのまま残して消波ブロックを投入したほうが安いという、これが査定の結果でございます。

ところが、よく図面を見ていただくと、30トン型のブロックを投入するとなっております。30トン型のブロックの高さが3メートル50でございます。その3メートル50あるものを、この赤く塗った中におさめなければならないんですね。物理的におさまるはずがないんですが、おさまるように施工するというのが査定設計の考え方です。

というのは、査定自体も日にちがない中でやるので、そういう細かいところまで査定をしていたのではとても終わらないという状況なので、査定上はこの赤の中に3メートル50入るはずのないものを入れ込むということで、査定を受けています。これについては、地区とも十分話し合いをさせていただいて、地区のほうはできれば既存の堤体を解体をして、前のようにつくってほしいと。そうしないと、航路の確保も難しいんだという話をいただいて、ずっとこの間2年ほど、国と県も含めて話し合いをさせていただいたんですが、金額的な部分をクリアするような合理的な理由がないということで、やむを得ず地区のほうもご納得いただいて、消波ブロックによる復旧を選択したという内容でございます。

その入らないものを入る工事をしようとするのはどだい無理な話なので、この部分は査定とは別個に重変の手続が必要になります。もう一度水産庁と財務省と協議をして、ふやすことの確認をとらなければならないわけでございます。

下の2つの図面に斜線が入った部分がございます。これはもし今の数のまま入れた場合、やはり既存の防波堤の堤体をその部分だけ壊してしまうと。そうすると、3メートル50の高さが確保できますよねという案でございます。ただ、そうしますと、消波ブロックと防波堤の消波能力の違いがございますので、金をかけてわざわざ劣るものをつくる形になるので、それは得策でないだろうと。というのであれば、この防波堤についても暫定断面で来てございます。今たしか天端が4メートルの高さでございますけれども、後々6メートルまでかさ上げをしないと、本来の効力を発揮しないという状況でございますので、いずれ断面を削って、その赤の色に仕上げたとしても、また2メートルほど積み上げなければならないという状況でございますので、それよりは最初から6メートルをクリアするような高さまで一気に仕上げたいということで、この間協議をさせていただいておりました。

その結果の回答が年明けに来て、やっとなんかできるということございまして、先ほど参事が申し上げたのは、もしかすると200何十個のやつをこれから全てつくらなければならないということになりますと、本年度内の完成がどうなのかなど。それよりはある程度認められたものを事前につくっておいて、足りない分について後々その工事をしながら、本来は先ほどの議案ではないですけども、本来は正当なやり方ではないかとは思いますが、事業の進捗を考えるとそういう手続が一番町民にとっても有効であろうということで、今回の変更となったものでございますので、そこはご理解をいただければというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） 課長の説明で大分込み入った事情があったような気もしますが、もともとのこの防波堤の目方というか、これ何ぼくらいあったか承知ですか。

今、既存のものを流されないように、耐えるように、押さえるためにこのブロックを入れるわけですから、相当上回らないとこれを押さえられないというような結果になるのかなと思うんですが、その辺あたりだけ説明をしていただいて、質問を終わりたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 1メートル当たり約300トンでございます。今回堤体が動いた原因でございますけれども、波によってというよりは、下の捨て石、基礎の部分に石を積んでいるわけでございますけれども、これがどうも流されているということで傾いたというふうに考えられておりますので、堤体そのものの重さは当然変わりませんので、まさにその消波ブロックを入れることによって、構造体全体の重量が増すということで、これまで以上の安全性は確保できるというふうに考えます。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第28号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第11 議案第29号 工事請負変更契約の締結について

○議長（星 喜美男君） 日程第11、議案第29号工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第29号工事請負変更契約の締結について、ご説明申し上げます。

本案は、平成27年度復興地域づくり加速化事業伊里前市街地造成等工事に係る請負契約の変更について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（小原田満男君） それでは、議案第29号について細部説明をさせていただきます。

議案関係参考資料2冊のうちの2の1ページをお開き願います。

工事名として、平成27年度復興地域づくり加速化事業伊里前市街地造成等工事の変更でございます。

変更工事概要としましては、記載のとおりでございますが、変更の内容としましては議案関

係参考資料の3ページ、設計変更項目一覧表のほうに記載をさせていただいております。

まず1点目でございます。防災工といたしまして、対応する図面がこの後ろの6ページに載っていますので、6ページもあわせてごらんをいただければと思います。当初、現在走っております国道45号への暫定的にすりつけることとしていた区画道路につきまして、国道45号の暫定整備が図面、その前のページの5ページを見ていただくとわかるんですけども、赤い線で暫定整備を国道45号のほうでしていただけるということになったことから、のり面の整形、それと仮設ののり面ののり尻の水路を当初計画してございましたが、それがなくなりましたということから減工するものでございます。減額としては、この項目で約200万円ほどでございます。

次に造成工でございます。対応する図面は7ページになります。こちらについても国道45号の暫定整備がされたことによりまして、造成工ののり面がなくなりまして、そののり面が国道45号がタッチするということで、のり面がなくなりました。そののり面に当初はのり面保護のために種子吹きつけ工を計上してございましたが、その必要がなくなったことから減工するものでございます。減額としまして50万円ほどの減額でございます。

次に、排水工でございます。対応する図面としては9ページでございます。国道45号の暫定整備がされたことにより、区画道路の本設の排水工が整備可能となったことから、仮設の排水管を減工するものでございます。減額としまして約110万円ほどの減額でございます。

次に、広場工でございますが、土地利用計画の変更に伴いまして、当初張り芝工で計上しておりましたものを、敷き砂利として整備するため、減工となるものでございます。減額の幅としましては、約450万ほどでございます。

工期につきましては、平成29年3月24日までということで、変わらず年度内の完成でございます。

先ほど来、国道45号の暫定整備がされたということをお話しさせていただきましたが、本日の13時より、この5ページで言っている赤いラインの国道45号の暫定整備したところを開放になってございます。

それと2ページには仮契約書を添付してございます。

それと4ページから11ページには、位置図等の図面を添付してございますので、ご参照いただければと思います。

以上で簡単ではございますが、細部説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。  
3番及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 1点お伺いします。

広場の件が芝から砂利にということなんですけれども、500万ほどの減額ありますけれども、この広場というのは商店街の駐車場とは併設して使われない、単独の広場として使えるようなのか、むしろ砂利でなくて簡易舗装か何かのほうが、水の流れとかそういうものからしてみるといいのかなと思われるんですけれども、この辺もう少し詳細に説明願います。

○議長（星 喜美男君） 復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（小原田満男君） 5ページをごらんください。

5ページで赤色で着色しているところが、現在整備しているところの公共駐車場というふうになります。それで、広場というものが緑色で着色されている2カ所、駐車場と隣接する部分と、区画道路を越えて漁協の支所のほうにあるところ、この2カ所でございます。こちらにつきましては、地元のほうと協議をさせていただきまして、広場なので張り芝で整備したいんだという説明をさせていただいたら、土地利用の関係で、ここ臨時で駐車場とするような場合もあるので、敷き砂利にしてくれないかという要望があったことから、敷き砂利の整備ということで実施しておるところでございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） なお、今聞いてみますと、地元の人たちは駐車場がわりにもという利用の仕方があるみたいですね。そうした場合、敷き砂利だとどうしても沈んでいってしまうおそれがあるので、この500万を減額しないで、そういう方向に簡易舗装でも駐車場に並列してつくってもらおうと、利用されやすいんでないかなと、素人目ではそう思うんですけれども、砂利にしてしまう要因、したほうがいいのかという基準はどういうのでそうなったんでしょうか、お聞かせください。

○議長（星 喜美男君） 復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（小原田満男君） 今回、この整備をするときに交付金をいただいて整備をしてございます。交付金を認めていただいているところが駐車場と広場と区画道路でございます。この広さにつきましては、従前の広さ程度ということで認めていただいているので、この広場工で認めていただいているところを駐車場としてまた整備すると、従前の駐車場より広く整備するような形になりまして、それは交付金が認められないよというふうになってしまいますので、そこは広場という扱いにして敷き砂利であれば広場という格好で整備でき

ますので、そこを駐車場として舗装までしてしまうと駐車場という扱いになってしまいますので、そうすると単費持ち出しという形にもなりますので、その辺を考慮して整備をさせていただきます。

○議長（星 喜美男君） よろしいですか。ほかにございますか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第29号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第12 議案第30号 工事請負変更契約の締結について

○議長（星 喜美男君） 日程第12、議案第30号工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第30号工事請負変更契約の締結についてをご説明申し上げます。

本案は、平成27年度中橋右岸下部工災害復旧工事に係る請負契約の変更について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（小原田満男君） それでは、議案第30号について細部説明をさせていただきます。

議案関係参考資料2冊のうちの2の12ページをお開き願います。



工事名、平成27年度中橋右岸下部工災害復旧工事の変更でございます。

工事概要といたしましては記載のとおりでございますが、変更内容としまして、14ページの設計変更項目一覧表に主な理由を記載してございます。

まず1点目でございます。旧橋撤去工の橋台撤去についてでございますが、該当する図面が17ページにございます。着色で赤と黄色の部分がございまして、今回はこの黄色の部分の橋台部分の減工でございます。この右岸橋台の撤去につきましては、県が行う排水樋管工事とあわせて実施する予定でございましたが、県の排水樋管工事が入札不調で次年度以降というふうになったことから、本工事での施工予定であった旧中橋の右岸橋台撤去工を減工するものでございます。減額といたしましては、約450万円ほどの減額でございます。

今後の予定としましては、県の排水樋管工事とあわせて工事の発注を考えてまいりたいというふうに考えております。

次に、共通仮設費の交通整理員についてでございます。

国道45号の工事と工事進入路が重複する部分及び期間があったことから、減工するものでございます。減額といたしましては約50万円ほどの減額でございます。

工期につきましては、平成29年3月24日で変わらず、年度内の完成でございます。

13ページには、仮契約書を添付してございます。

15ページには位置図を添付してございまして、16ページには中橋の橋梁全体一般図を添付してございますので、ご参照をいただければと思います。

以上で細部説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） この橋台の撤去の工事が、県の排水樋管工事の不調ということで年度内には行われないと、来年以降になるんだろうというお話であります。仕方ないと言えば仕方ないということになるんですが、そう言って県の工事の不調によって我が町の住民が非常に迷惑をこうむる。誰に当たればいいんでしょうね。町長。我々は。ここは県議会でないものですから、県知事に言うわけにもいかない。

問題は、この450万、今度減額になった、交通誘導員を含めると50万プラスで500万だと。来年度新たにこの事業をするために、この500万の予算で工事ができるかという問題が出てくるんだと思うんですよ。新たにまた、機材、道具を運んだり、あると思うんです。ほかの工事があって、それを減額したから500万だと。でも、またさらに改めてではないんですが、引き

続きの工事になるんでしょうけれども、日を改めてまた始まるわけですから、その500万内で工事が終わるのかという問題が生じてくるのではないかという懸念をしているわけですよ。その辺いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（小原田満男君） ご指摘のとおり今の工事も請負差額、請負率で下がっている関係もございますので、新たに出す工事が同じ請負差額になるとは限らないので、500万でできるのかというのは、できますとはなかなか言えないところでございます。

それと、500万円の工事でございますので、単独で工事を出した場合、取っていただけるのかというのちょっと懸念するところではあるところでございます。ちょっと総合的に考えて、ちょうど県の工事で排水樋管やって、その排水樋管するために仮矢板で河川を締め切ったの工事になることから、この橋台撤去についても県のほうに工事をやっていただけないかというのは協議をしていきたいなというふうに考えております。

○議長（星 喜美男君） よろしいですか。三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 多分難しいと思います。よく何の工事でもそうですけれども、追加工事、一体工事で例えば100万でできると。ところが、分けてやった場合、80万と20万と分けたと。8割の工事が終わって、2割の20万で、20万でできるかという、なかなかそうはいかない。一体にすることによって、そのときやることよっての価格で出てくるものだと思うんですよ。それが一旦中断して、またさらにやるということになると、それだけの経費もかかってくるわけですから、ぜひ町長、これは県にやらしてもらわなければならない。県のほうに。差額分でもいいですから、差額分でもいいですから、樋管工事をやる際に幾らかやってくれないかと。だって、県の責任でしょう、これ。工事の不調というのは。そこはちょっと南三陸町の町民を代表して声を大にしていきたいと思いますよ。

以上です。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第30号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第13 議案第31号 工事請負変更契約の締結について

○議長（星 喜美男君） 日程第13、議案第31号工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第31号工事請負変更契約の締結について、ご説明申し上げます。

本案は、平成28年度南三陸町観光交流拠点浄化槽設置工事に係る請負契約の変更について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（小原田満男君） 議案第31号について細部説明をさせていただきます。

議案関係参考資料2冊のうちの2の18ページをお開き願います。

工事名、平成28年度南三陸町観光交流拠点浄化槽設置工事の変更でございます。

工事概要としましては記載のとおりでございますが、変更内容としましては20ページのほうに主な変更項目として、変更理由を記載しております。

まず1点目でございます。浄化槽本体工の躯体工といたしまして、当初浄化槽マンホールのふたを歩道用としておりましたが、道の駅整備推進協議会におきまして今後整備する新八幡橋川の用地と、車で行き来できる構造が望ましいという旨の提案がございました。提案をもとに検討した結果、車の往来が可能な通路となると、今般整備をいたしました浄化槽の上を通過する以外方法がないというため、マンホールのふたを歩道用から車道用に変更するものでございます。増額としては約120万円ほどでございます。

次に、機械、電気設備工でございますが、浄化槽の脱臭方式を活性炭脱臭方式としておりましたが、年2回の脱臭剤交換が必要で、維持管理費が高くなることが判明したため、初期投

資は高くなるものの維持管理費が安くなる土壌脱臭方式と変更するものでございます。増額といたしましては480万円ほどでございます。単純に比較をいたしますと、土壌脱臭方式は初期投資が480万円ほど高いものの、活性炭脱臭方式の維持管理費が年間66万円ほど高くなることから、約8年ほどで逆転する計算というふうになってございますので、土壌脱臭方式を採用させていただきました。

工期といたしましては、平成29年3月24日で変更ございません。年度内で完成でございます。19ページには仮契約書を添付してございます。

21ページには位置図を添付してございまして、22ページに平面図を、23ページには浄化槽の詳細図を添付してございますので、ご参照をいただければと思います。

以上で簡単ではございますが、細部説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

1 番後藤伸太郎君。

○1 番（後藤伸太郎君） 1点だけお伺いしたいと思うんですが、変更理由の中に歩道を想定していたが車道にかわるというお話でした。そのためにふたをかえるんだというお話でした。ちょっと違っていたらご説明いただきたいんですけども、人と車、重さに相当の差がありますので、ふたをかえて済む問題なんだろうかと単純に心配をいたします。道の駅といえば、当然、例えば人が何十人も乗ったバスが通ったりとかいうことも、ここを通るのかどうかわかりませんが、可能性としてはあるのかなと思いますので、もともと頑丈につくっていてふただけかえれば大丈夫ですということならそれでいいんですが、どのような状況ですか。

○議長（星 喜美男君） 復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（小原田満男君） マンホールぶたにつきましては、歩道用を車道用にかえれば大丈夫でございますが、浄化槽の躯体につきましては、躯体の脇に排管等が通ってございますので、その排管等は若干どういう車、バスまで通すのか、普通の乗用車だけにするのかによって、ちょっと保護の方法が変わってきますので、そこはもうちょっと詳細に検討した中で、保護の方法につきましては考えていきたいというふうに考えております。

今回はふたを歩道用にしておいて、また新たに車道用とすると、二重の投資になるものですから、最初から車道用という形で整備をさせていただいて、今後保護が必要なところについてはもうちょっと詳細に検討した中で、保護を考えていきたいというふうに考えております。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） 二重の投資になるということで考えると、今後詳細に、一体どういう車が通るんだとか、どういう利用方法があるんだとかということが、今後はっきり定まっていくなので、それに合わせて変えられる分は変えるということのようではございますけれども、今後検討していく方向性が、例えばやっぱり車を通さなくていいんじゃないかという話になった場合に、車道にかえたものをまた歩道用に戻すのかという話、歩道用に戻す必要はないと思えますけれどもね、という話にもなるのかなと思うんですね。

ですので、一方での話し合いがあつて、それが全部完了するまでは他方の工事もできないという話になると、今の状況を考えればそれは得策ではないというのは重々承知はいたしますけれども、何というか、中途半端といいますか、最初からの計画の中で漏れがどうしてもあるのではないかなというふうに感じざるを得ない部分があります。その辺、今後対応していくということではございますけれども、今後、今後と言った結果、町のいろいろな復興事業がなかなか前に進まないという事情もありますので、細かいことではございますけれども、これが反省として次に活かされるのかどうか、その辺所感としてお伺いします。

○議長（星 喜美男君） 復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（小原田満男君） 本来であれば、道の駅全ての配置等々を決定してから工事等にかかればよかったというところも、本来であればそうなるかとは思いますが、ちょっと今回観光交流拠点の整備をちょっと早く開業したということでございますので、ちょっとイレギュラーなやり方、本来の仕方とはちょっと違うという形ではございますので、手戻りがないような方向で今後も整備をしていきたいというふうに考えております。

○議長（星 喜美男君） よろしいですか。ほかにごございますか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第31号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をいたします。再開は2時45分といたします。

午後2時28分 休憩

午後 2 時 4 4 分 開議

○議長（星 喜美男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

日程第 1 4 議案第 3 2 号 財産の取得について

○議長（星 喜美男君） 日程第14、議案第32号財産の取得についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第32号財産の取得について、ご説明申し上げます。

本案は、新役場庁舎の整備に係る一般備品を購入したいため、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長兼危機管理課長（三浦清隆君） それでは、議案第32号の細部説明をさせていただきます。

議案関係参考資料の 2 冊目の24ページをごらんください。

1、業務名、庁舎備品購入業務として、新庁舎の一般備品を取得する内容でございます。

2の業務場所は、南三陸町志津川字沼田101番地、新庁舎の住所となります。

4 番目以降、入札状況を記載しております。今回、町と契約実績のある事務機器の取り扱い事業者等、3者による指名競争入札により、決定した事業者と売買契約を締結する内容でございます。

備品の納入期限につきましては、平成29年8月21日としております。

次の資料の25ページには、購入する備品の内容について列記しております。今回ご提案する内容については、事務用机ほか全部で367個の備品を購入予定しておりまして、主に1階の執務室に配置する備品が中心となっております。

このほか、例えば町長室や議長室、それと応接室等の家具につきましては、これは2階配置

になりますけれども、地場産材を用いるためにいわゆる製作家具という形になりますので、今回発注のめどがついた段階で改めて議会にお諮りする予定となっております。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

3番及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 大分新庁舎のほうも形が見えて期待するものがありますけれども、この新しい備品納入について367点ほど購入するわけですが、今現在ここの仮設で使っている物、それを向こうに持っていく物もあろうかと思えますけれども、一度に庁舎の人たちが全体が新庁舎に入れるわけではないと思うんですけれども、大体何課が残って、どういうものが利用されるのか。今ここの仮設で使っている物がどの程度利用されていくのか、全然ここのは持っていかないのか。その点、お伺いたします。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 役場の建設計画をお示しするときに、全ての課が一気に新しい庁舎には行かないというようなことはお話をしておりました。今の予定でございますが、建設課、それから復興推進課、上下水道事業所、この3部署が今のこの建物に残るという予定でございます。

それから、病院の隣の診療所のほうに各課の現場部門といいますか、そういった部署の室もございますので、そちらの方々も一度こちらのほうに引き揚げて、それぞれの課の部署におさまって業務をするという予定でございます。

なお、使う備品、残す備品については、総務課長のほうから答弁をしていただきます。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長兼危機管理課長（三浦清隆君） 今回発注する備品については、1階に執務室というお話をさせていただきました。1階といいますと、ちょうどケアセンターの備品、机、今一人一人ずつの机ではなくて、大きな机に4人がけのような、そういった大型の天板の机を配置していますので、基本的には1階の執務室にはあのようなケアセンターにあるような備品の配置になろうかと思えます。したがって、今使っている例えばキャビネットとか、使える部分については当然新庁舎に移動はさせますけれども、あと2階に配置する机については現在使っている机を基本的には持っていこうかなということで、どうしても椅子だけは、やはり長い時間、座っている時間が長いですから、新しい椅子をとりそろえて、いずれ余った部分の備品が出てくるんですけれども、それは各学校の教職員室とか、もし必要であればそ

ちらのほうに転用していきたいというふうに考えております。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） なかなか新しいうちに古い物を備品なんか持っていくと合わないねというのが一般的な家庭でも言われているんですけども、なるべく利用できる物は役場として新しいほうに行くんですけども、利用できる物は利用して、そして無駄のないようなやり方をしていっていただきたいと思います。

そして、こっちに残る方、今の仮設に残る課も、今お聞きしますと建設課と水道と復興事業推進課、そういう課が残るようですけども、そうするとここは本庁と第二庁舎みたいな形で残るというようになるんでしょうかね。それでよろしいんですね。

ことしの秋の引っ越しになろうかと思えますけれども、まだまだ足りない物も出てくると思えますけれども、できるだけ有効活用で努力していただきますようお願い申し上げます。

以上、終わります。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。6番今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 6番です。1点だけ伺いたします。

先ほど説明で、2階の部分の机等は何かセミオーダーか、そういった説明があったんですけども、実は今回のこの大型の机等は同じように木質でオーダーできなかつたのかどうか、伺いたしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 今回の分については木質のいわゆる注文製品ではございませんで、既製の製品でございます。一度に大量にこの辺の部分を発注した場合、納期に間に合うかという問題と、やはり価格の問題がございますので、いずれある程度抑えるところは抑えるという内容でございます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） それでは、例えばこの既製のやつを使うのと、木質のオーダーで使うやつの予算的な差というのは、結構開くものなのかどうか、もう一度だけ伺いたしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 改めて大型天板用の机の見積もりはいただいておりますが、他の物を見ますとどうしても高くなるという傾向がございます。一般的には杉材を使うということになると思うんですが、杉材は思ったよりやわらかいということで圧縮をかけなければならないと。その圧縮の部分の経費がどうしても通常よりも倍以上かかるという状況でござ



ざいます。

それと、1階部分につきましては、天井に大きなはりがある木でできております。その下にまた普通の杉材を使うと、言葉が悪いんですが山小屋ふうの事務所になってしまうというところがございますので、そこはめり張りをつける必要があると。周りも、それから机回りは少しめり張りをつける必要があるだろうということも、一つ考えさせていただいております。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） それぞれというか、デザインに対する課長の考えを今お聞きしましたけれども、私はせっかくFSCやっているの、多少予算のほうがどうなのかわからないんですけども、FSCを使ってより常日ごろ庁舎に来た人たちにアピールできるような、そういったことで山小屋ふうと先ほど答弁いただきましたけれども、それはやっぱり自然的な感じで持っていくことも考えられたんじゃないかと思うんですけども、そのところをやはりめり張りという点で、既製の物を使ったのか。

ただ、先ほども聞いたんですけども、予算が例えば倍になるとか、3倍になるとか、それが許せなかったのかどうか、伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 1点は、全体の事務所として見たときのやはり雰囲気というのがあるんだろうと思っています。周りが全て木でございますので、木といいますか、大きな木断面が見えている中で、またそこで杉材を使ったテーブルを設置した場合、やはり場合によっては違和感があるだろうというふうに考えてございます。

それと、先ほどのPRの点で言いますと、一般のお客様が事務スペースの中に入ってきて、それを見てどうのこうのというのは多分少ないだろうと。逆にカウンターを挟んでますので、直接見える機会はないと思います。逆に2階であれば、応接間、それから町長室、3階であれば議長室等がございます。当然そこにいらっしゃるお客様はそれなりのお客様がお見えになるということで、逆にそちらのPR効果が大きいだろうということで、1階、2階、3階は分けさせていただいているという状況です。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。4番小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） 4番小野寺です。

先ほど課長の説明の中で、今回以外の2階に使う部分というのは地場産で、発注のめどがつかないなら改めて発注という、その準備とかは今進んでいるのか、どのように行われていくのか、お伺いします。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長兼危機管理課長（三浦清隆君） 実は一度本庁のいわゆる製作家具について、入札を執行いたしました。今回提案している同日に入札を執行したんですが、残念ながら不落だったということで、設計内容、仕様を変えまして入札の段取りがつかましたら、改めて入札を行って、当然議決対象予算でございますので、その折にまた議会のほうにお諮りするということですが、3月中には難しいと思っております。4月の上旬にもし議会を開会するいとまがあれば、その折にちょうど合わせて議案として提出させていただきたいかなというふうに考えております。

○議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） 不落になった理由というのは、どういうことだったのでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長兼危機管理課長（三浦清隆君） 理由はちょっと、それは我々でもわからないんですけれども、相当予定価格を立てる際にもF S C認証をぜひ取得した内容でとりたいといったこともあって、それを加味した形で一応設計は立てたんですけれども、我々が予期する以上にやっぱりF S Cの認証が結構高額だったということで、三度札を入れていただきましたけれども、残念ながら落札できなかったといった結果でございました。

○議長（星 喜美男君） よろしいですか。ほかにございますか。14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） この契約につきましては指名競争入札ということで3者ということでありまして、その3者を指名した根拠をお示しいただきたい。

それから、いろいろな契約、入札あるんですけれども、こういった備品の際の結果を見ますと、落札率が非常に低いんですね。ほかの工事とか入札に比べると。その積算する際の、町の役所のほうで積算する、その入札参加者に対して大体こういうものの同等のものとか、これと同じものとかということをやると思うんですけれども、メーカーとか型によってピンキリであると思うんです。その腰かけ一つにしても。そういったことでかなりの差が出てくるのかなという感じはいたしておりますけれども、ただその落札率がちょっと低いなというような感じがするものですから、その辺でどのようにお考えなのか。そういうことによって、いろいろ今度は不落ということも考えられますので、そういった懸念も今後ありますので、今後の対策も含めながら、どういうふうにしていったらいいのかということを考えているのか、お聞かせいただければと。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長兼危機管理課長（三浦清隆君） 今回多くの備品の購入ということもありまして、基本的にはカタログ等を確認しながら、そのメーカーの小売希望価格をもとに積算を積み上げてきて、それと最近の納入実績に基づいて一定の落札率をこちらのほうで計算して、指名競争させたわけでございますけれども、結果はこのような形で77%ぐらいだったと思うんですけれども、当局で考えていたよりも低い形で一応落札はしていただきました。決して業者にとっても厳しい、恐らく予定価格設定ではなかったかなと思いますけれども、我々が考える以上に事業者のほうで頑張っていたのかなというふうに思っております。

それと、指名業者でございますが、これは従前病院等の備品の納入もございましたので、庁内で取引実績のある事業者を選定いたしまして一応指名したわけでございますけれども、3者ほど辞退もございまして、結果入札参加は3者で行ったという結果でございます。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第32号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第15 議案第33号 町道路線の認定について

日程第16 議案第34号 町道路線の認定について

○議長（星 喜美男君） 日程第15、議案第33号町道路線の認定について、日程第16、議案第34号町道路線の認定について。

お諮りいたします。本議案は関連がありますので一括議題としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本議案は一括議題とすることに決定いたしました。

なお、討論、採決は1案ごとに行います。

職員に本議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま一括上程されました議案第33号及び議案第34号の2議案、町道路線の認定についてをご説明申し上げます。

本案は、志津川地区被災市街地復興土地区画整理事業の造成工事及び伊里前市街地整備事業に伴う町道路線の認定について、道路法第8条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

細部につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） それでは、議案第33号の細部説明をさせていただきます。

議案書は61ページから64ページ、議案関係参考資料は2の2の26ページになります。

議案書の61ページをお開き願いたいと思います。志津川地区土地区画整理事業により造成されます路線37路線、7,951.6メートルになります。それぞれ路線の一覧表が64ページまでございますので、ご確認をお願いしたいと思います。

それから、議案関係参考資料の26ページに、道路認定の位置図を記載してございます。赤く着色した部分が今回の認定に係る部分でございます。

次に、議案第34号でございます。これにつきましても議案書は65ページ、議案関係参考資料は27ページになります。

認定する路線は1路線でございます。路線名等は記載のとおりとなっておりまして、議案関係参考資料の27ページに位置が載っております。各着色した部分が今回の認定に係る部分でありまして、国道45号線の交差点から伊里前住宅線までに至る248メートルの区間になります。

以上で細部説明とさせていただきますので、よろしくご説明申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は一括して行います。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

初めに、議案第33号の討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第33号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第34号の討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第34号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第17 議案第35号 町道路線の変更について

○議長（星 喜美男君） 日程第17、議案第35号町道路線の変更についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第35号町道路線の変更についてをご説明申し上げます。

本案は、志津川地区被災市街地復興土地地区画整理事業の造成工事に伴う町道路線の変更について、道路法第10条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

細部につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） それでは、議案第35号の細部説明をさせていただきます。

議案書は67ページ、議案関係参考資料は28ページから31ページになります。

議案書の67ページをお開き願いたいと思います。今回変更に係る路線の一覧表でございます。今回4路線、合わせまして変更後5,754.6メートルとなります。約272.2メートルの増という内容のものでございます。

変更増となる部分は、区画整理区内に含まれておりまして、今回工事の終了とともに既存の

部分の認定を行うものでございます。

議案関係参考資料の28ページをお開き願いたいと思います。億満線の位置図でございます。青く着色しておりますのがこれまでの路線でございます。赤い太い線が新たに認定をする部分でございます。中央に上から下に細かい線が見えますけれども、これが区画整理区内の境界線でございます。区画整理の部分が終了したのに伴いまして、改めて認定をするものとなっております。

29ページが小学校線の平面図となっております。同じように、青が従前、それから赤が変更後となります。

30ページが城場1号線でございます。これも同様でございます。起点の位置がそれぞれ変更となっております。

次、東山線、これは同じなんです、若干本当にわずかな部分でございますが、変更になっているというのがその左上の拡大図に載っております。5メートルほど起点の変更があったということで、ご理解をいただければと思います。

以上で細部説明とさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第35号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第18 議案第36号 普通財産の貸付けについて

日程第19 議案第37号 普通財産の貸付けについて

日程第20 議案第38号 普通財産の貸付けについて

日程第21 議案第39号 普通財産の貸付けについて

日程第22 議案第40号 普通財産の貸付けについて

日程第23 議案第41号 普通財産の貸付けについて

○議長（星 喜美男君） 日程第18、議案第36号普通財産の貸付けについてから、日程第23、議案第41号普通財産の貸付けについてまで。

お諮りいたします。以上、本6案は関連がありますので一括議題としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本6案は一括議題とすることに決定いたしました。

なお、討論、採決は1案ごとに行います。

職員をして本6案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま一括上程されました議案第36号から議案第41号までの6議案、普通財産の貸付けについてをご説明申し上げます。

本6議案は、一般国道45号志津川地区及び伊里前地区工事に伴う町有地の使用貸借について国から協議があり、当該町有地を工事期間中、無償にて貸し付けしたいため、地方自治法第237条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

細部につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。管財課長。

○管財課長（仲村孝二君） それでは、議案第36号から41号まで一括して細部説明をさせていただきます。

まず、議案第36号でございますが、本議案につきましては町の普通財産である土地を国道45号線伊里前地区仮道路用地として、国に無償で貸し付けを行うものでございます。

貸し付け期間としては、本年4月1日から平成30年3月31日までの期間でございます。

貸し付けする土地は伊里前34番ほか50筆、貸し付け全体面積としては1万4,281.88平米、坪に換算しますと4,320坪でございます。

貸し付け地の位置等につきましては、議案参考資料の2冊目の32ページを参考にさせていただくようお願いいたします。

次に、議案第37号についての細部説明でございます。

本議案につきましても、町の普通財産である土地を国道45号線志津川地区仮道路用地として国に無償貸し付けを行うものでございます。

貸し付け期間は、同じく本年4月1日から平成30年3月31日までの期間でございます。

貸し付けする土地は志津川字廻館前49番1ほか35筆、全体面積としましては2,365.95平米、坪に換算しますと715坪でございます。

詳細な位置関係につきましては、議案参考資料2冊目の33ページから36ページをごらんください。

次に、議案第38号についての細部説明をさせていただきます。

本議案につきましても、普通財産である土地を国道45号線水尻橋のかけかえ工事用地として、国に無償貸し付けを行うものでございます。

貸し付け期間につきましては、同じく本年4月1日より平成30年3月31日までの期間でございます。

貸し付けする土地につきましては志津川字汐見町の105番3ほか7筆で、面積としましては1,409.52平米、坪に換算しますと426坪でございます。

位置関係につきましては、参考資料の36ページをごらんください。

次に、議案第39号の細部説明をさせていただきます。

本議案につきましても、町の普通財産である土地を国道45号線水尻橋の仮橋設置工事用地として、国に無償貸し付けを行うものでございます。

貸し付け期間は、本年4月1日より平成30年3月31日までの期間でございます。

貸し付けする土地につきましては志津川字大久保1番3ほか4筆、面積としましては3,157.04平米、坪に換算しますと955坪でございます。

詳細な位置関係につきましては、議案参考資料の37ページをごらんください。

引き続き、議案第40号の細部説明でございますが、本議案につきましては、同じく町の普通財産である土地を国道45号線水尻橋の仮橋設置工事用地として、国に無償貸し付けを行うものでございます。

貸し付け期間は、本年4月1日より平成30年3月31日までの期間でございます。

貸し付けする土地につきましては志津川字大久保39番10、面積としては219平方メートルでございます。

詳細の位置関係につきましては、議案参考資料の38ページをごらんください。

最後に、議案第41号の細部説明でございます。



本議案につきましても、町の普通財産である土地を国道45号線歌津大橋橋脚工事用地として、国に無償貸し付けを行うものでございます。

貸し付け期間としては、本年4月1日より平成30年3月31日までの期間でございます。

貸し付けする土地につきましては歌津字峰畑4番2、面積にしまして29.71平米でございます。

なお、詳細な位置関係につきましては、議案参考資料の2冊目の39ページをごらんください。

以上、一括説明をさせていただきました。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

どうも失礼しました。最後の議案第41号の貸し付け面積の数量ですが、24.71平米でございます。どうも失礼しました。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は一括で行います。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

初めに、議案第36号の討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第36号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第37号の討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第37号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第38号の討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第38号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第39号の討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第39号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第40号の討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第40号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第41号の討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第41号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第24 議案第42号 平成28年度南三陸町一般会計補正予算（第4号）

○議長（星 喜美男君） 日程第24、議案第42号平成28年度南三陸町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第42号平成28年度南三陸町一般会計補正予算（第4号）の概要についてご説明申し上げます。

今補正につきましては、震災復興関連事業を中心に24事業を繰越明許費として計上したほか、本年度の整理予算の位置づけのものと、各款各項にわたり減額等の措置を行ったものであり

ます。

細部につきましては、財政担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長兼危機管理課長（三浦清隆君） では、議案第42号の一般会計補正予算（第4号）になります。細部説明をさせていただきます。

改めて2ページの議案書部分をまずごらんいただきたいと思います。

今回、予算の総額から98億8,771万、約100億円を減額して、予算の総額を517億9,551万円とする内容でございます。前年同時期の予算と比較いたしますと、マイナスの5.7%、額にして31億5,500万円ほど少ない予算となっております。

517億の予算を通常分と震災復興分に分離いたしますと、通常分が81億5,100万円、15.7%、震災復興分が436億4,400万円、84.3%となります。また、本予算にはいわゆる27年度からの繰越予算がございますので、繰越明許と事故繰越の予算が合わせて77億5,600万円ございますので、それを含みますと28年度の現計予算としては595億5,200万円となります。この予算を執行した形が本年の決算という形になろうかと思えます。

続いて、議決予算の9ページをごらんください。繰越明許費でございます。第2表。今回、全部で24の事業、繰越額が117億9,769万6,000円繰り越すこととなります。この中の事業のうち、どうしても完了見込みが来年の3月、平成30年3月を見越している事業がございますので、その部分だけご紹介いたしますと、5款農林水産業費の海岸保全事業、これが平成30年3月。その下の水産基盤整備事業、同じく平成30年3月。土木費の道路台帳の整備事業、これも平成30年3月です。それと、災害復旧費の学校給食センターの災害復旧事業、平成30年3月。復興総務費の水産加工業、従業員宿舍整備事業、これも平成30年3月。水産加工場等施設整備事業、平成30年3月。漁港施設機能強化事業、平成30年3月。最後、復興土木費の情報通信技術利活用事業、平成30年3月ということで、残りの事業につきましては、平成30年3月を待たずして一応完了する見込みとなっております。

11ページをごらんください。第3表の債務負担行為補正でございます。追加と変更がございます。

追加の部分、庁舎地中熱交換機設置工事でございます。本年度も実施しておりますが、新年度も行う事業でございます。地中熱の交換機の設置を新庁舎の敷地内に行うといった内容でございます。本年度は契約行為ができればということで考えております。

その下の変更で、震災復興祈念公園整備事業、これはいわゆる公園用地内にある住宅基礎の撤去等が大きな事業でございます。29年と30年に実際の事業が行われます。本年度は支出はございません。

その下の志津川市街地商店街施設外構等整備工事、隣接する河川等の工事の兼ね合いで、本工事も今年度実施できないということで、新たに債務負担行為を設定させていただき、来年度へ持ち越しします。限度額5,000万円でございます。来年度5,000万円の事業で予定を組んでございます。

続いて、地方債の補正でございます。第4表でございます。

まず、災害援護資金の貸し付け事業、地方債を充当してございますけれども、当初は350万の貸し付け予定の24件分で予算見込みをしてございましたが、実際本年度中の貸し付けについては350万円が10件、300万円が2件、200万円が1件ということで、合計で4,300万円となっております。

商店街施設整備事業の地方債については、合併特例債を予定してございます。道路新設改良事業、この事業は横断1号線の改良工事に係る地方債でございます。これも同じく合併特例債を利用してございます。

次の防災対策事業でございます。これは防火水槽及び消防ポンプ積載車等の購入に係る地方債でございます。同じく合併特例債でございます。

義務教育事業として1,800万円に変更する内容でございますが、これは過疎対策事業のソフト分でございます。特別支援教育推進事業の財源として充当してございますが、事業費の変更によりまして1,800万円に変更いたします。

次のページをごらんください。13ページであります。学校教育施設整備事業、今回320万円に減額いたしてございますが、名足小学校のプールにつきまして本年度は実施設計のみになってしまいましたので、設計に係る部分の合併特例債で充当してございます。本体につきましては、次年度になろうかと思えます。

社会教育施設整備事業、平成の森野球場の大改修に係る財源でございます。これも合併特例債でございます。

文教施設災害復旧事業、これは新しい学校給食センターの財源でございます。同じく合併特例債でございます。

最後、臨時財政対策債、これはいわゆる普通交付税の地方債に振りかわった部分でございますが、限度額を変更いたしまして2億1,000万円とさせていただいてございます。

以上、地方債の説明でございます。

15ページ、16ページをごらんください。最終の整理予算でございますので、歳入歳出の構成比を申し上げます。

1 款町税2.3%、2 款地方譲与税0.1%、利子割交付金から株式譲渡所得割交付金まで0.0%、地方消費税交付金0.4%、自動車取得税交付金と地方特例交付金は0.0%、地方交付税17.9%、交通安全対策特別交付金、分担警備負担金は0.0%、使用料及び手数料0.2%、国庫支出金20.6%、県支出金3.0%、財産収入1.2%、寄附金0.2%、繰入金44.9%、繰越金1.6%、諸収入1.3%、町債6.3%、合計100.0%です。

歳出。議会費0.2%、総務費4.7%、民生費4.2%、衛生費2.0%、農林水産業費2.3%、商工費0.7%、土木費1.9%、消防費1.1%、教育費2.5%、災害復旧費20.1%、公債費2.6%、復興費57.1%、予備費0.6%、合計100.0%でございます。

では、続いて執行予算に移ります。17ページをごらんください。

まず歳入です。今回、1 款町税の予算補正をしております。町民税の個人分、現年課税分ですが、本年度の調定見込みを4 億3,000万円ほど見込んで、その収納率98%で予算を見てございますと、収納見込みが4 億2,200万円ほどでございます。当初予算を計上してございますので、その差額分として5,700万ほど現年課税分を計上いたしました。

次に、固定資産税、調定見込みを5 億3,200万円ほどと見込みまして、収納率98%で見込むと、5 億2,100万円ほどの収納見込みになります。当初予算との差額分で3,446万円追加補正いたしました。

軽自動車税、同じく調定見込みを4,400万円ほどと見込みまして、収納率を同じく98%で計算いたしますと、4,280万円ほどになります。当初との比較で277万円追加補正いたしました。

1 款町税の総額になりますと、12億円ほどになるんですけれども、一番町税の収入が多かったときが平成19年、このとき13億4,600万円ほどの町税収入がありましたので、その財源と比較いたしますと89.2%ほどの収納という形になります。

続いて19ページ、6 款地方消費税交付金でございます。今回4,657万4,000円減額でございます。地方消費税の交付金の算定に当たっては、国勢調査人口が使われます。地方交付税については震災特例の措置があったんですけれども、この地方消費税交付金については新しい数値を使うということで、人口減に伴いまして消費税の交付金が約5,000万円減収となってしまいました。昨年は3 億300万円ほどでしたが、本年度は2 億2,800万円という形で、7,500万ぐらゐの減収となります。

20ページ、地方交付税、今回震災復興特別交付税を減額してございますが、復興交付金の補助裏等の財源でございますので、今回復興費でも80億ほど減額してございますから、連動して震災復興特別交付税、減収減額してございます。

12款使用料及び手数料の土木使用料、住宅使用料に今回町営住宅使用料910万ほど追加補正してございます。年度途中での災害公営住宅の入居等を反映した実績見込みでございます。

21ページをごらんください。1番最下欄、災害復旧費国庫負担金、公立学校施設災害復旧費負担金で7,057万3,000円追加してございます。これは給食センターの災害復旧に係る財源ですが、特別財政援助により増額となりました。

その下の国庫支出金、国庫補助金の総務費国庫補助金、東日本大震災復興交付金で14億ほど追加で計上してございます。第16回分の復興交付金でございます。後ほど全額を積み立てる歳出予算が登場してまいります。歳入と歳出、若干食い違っている部分がありますので、それは後ほどご説明いたします。

24ページをごらんください。農林水産業費県補助金の林業費補助金で709万4,000円、復興木材供給対策間伐推進事業補助金、計上してございます。補助対象面積の増に伴いまして今回追加する内容ですが、地域は上沢地区、これが9.1ヘクタール追加になったということで、県補助が追加されてございます。

27ページをごらんください。16款の寄附金、総務費寄附金で、今回ふるさと納税寄附金と震災復興寄附金には合わせて5,500万ほど追加してございます。まず、ふるさと納税については、昨年4月から12月まで690件、2,314万ほどございました。本年1月から3月まで約140件を見込みまして、その見込み金額が230万ほどですので、合わせて本年度は2,500万ぐらい収納されるだろうと見込んでございます。

その下の震災復興寄附金でございます。昨年4月から12月までは131件、1,570万ほど寄附金を頂戴してございます。本年の1月から3月までの見込みで、約75件、1,950万円を見込んでございます。合わせまして3,500万円ほどになろうかなというふうに思います。

その下の商工費の寄附金700万円、NTTドコモの寄附金とあります。東北応援社員からの募金が寄附金として寄せられました。この財源につきましては、自治体アプリの制作と地域活性化施策へ使っていただきたいという内容でございました。

28ページの17款の繰入金につきましては、各事業の精算に伴いまして繰り入れ戻しをしてございます。

29ページをごらんください。19款諸収入の総務費雑入に、東京電力損害賠償金922万8,000円、

本年度も計上いたしました。一番大きいのが焼却灰の一時保管に係る経費が820万ほどございますので、その経費を頂戴してございます。

30ページの上段の農林水産業費雑入の中に、河川災害復旧事業物件移転補償費 2 億7,920万9,000円ございます。これは水尻ふ化場の建設工事に係る移転補償費でございます。

その下の中小基盤整備機構仮設施設撤去費助成金、5,983万4,000円減額してございます。旭ヶ浦の仮設の施設と志津川福興名店街はどちらも撤去いたしてございますけれども、その実績に基づく形で減額をさせていただきました。

歳入については以上でございます。

32ページをごらんください。歳出予算、各款にわたって事業実績に基づいて減額補正してございますので、特に追加している部分を中心に説明申し上げたいと思います。

33ページ、ごらんいただきたいと思います。財産管理費の積立金に恒久施設維持管理基金 2 億2,000万でございます。昨日、条例のご決定をいただきました内容の基金積み立てということで、2 億2,000万計上いたしてございます。

35ページ、ごらんください。12目まちづくり推進費の積立金に、ふるさとまちづくり基金を計上してございます。ふるさと納税で説明した内容の部分をここに積み立ててございます。

14目の地方創生推進費の15節工事請負費7,300万円の減額でございますが、定住促進住宅移転等工事ということで、館浜の仮設の移設を中止いたしてございます。解体工事は災害救助費に計上させていただきました。

37ページをごらんください。上欄の戸籍住民基本台帳費の19節負担金補助及び交付金214万8,000円、通知カード個人番号関連事務費交付金とあります。これは番号カードの交付に係る事務でございますけれども、全額トンネル補助ということでJ-L I Sのほうへ執行する内容でございます。

40ページをごらんください。障害者福祉費の20節扶助費、その中の介護訓練等特定障害者特別給付金1,220万円追加してございます。利用者の増に伴う追加補正でございます。

42ページをごらんください。被災者支援費で委託料3,345万9,000円減額してございます。減額の主な内容が、被災者生活支援センターの運営費、これが約2,500万円減額となっておりますので、これが減額幅が大きい理由となっております。

45ページをごらんください。災害救助費の15節工事請負費、先ほどご説明申し上げました応急仮設住宅の解体工事ということで、館浜の住宅 2 棟分解体する予定でございます。

52ページをお開きください。漁港建設費の19節負担金補助及び交付金500万円、海岸防潮堤

設置工事負担金とあります。長清水漁港の負担金でございます。

52ページが一番最下段、海洋資源開発推進費13節委託料800万円の減でございます。自然環境活用センター造成設計委託料でございます。全額減とさせていただいております。

53ページをごらんください。6款商工費の商工振興費の15節工事請負費2,783万4,000円の減額でございます。仮施設撤去工事ということで、歳入でご説明した旭ヶ浦仮設と志津川福興名店街の仮設撤去に伴う、実績に伴う予算減でございます。

3目労働対策費の19節負担金補助及び交付金の中に、新規学卒者雇用促進奨励金540万円減額してございます。当初予算では30万掛ける20名分で600万円計上してございましたが、実績は本年度2人で行いましたので、540万減額とさせていただいております。

63ページをお開きください。漁港施設災害復旧費の15節工事請負費、東日本大震災漁港施設災害復旧工事で4億3,500万円、今回計上してございます。港漁港と津の宮漁港の防潮堤に係る工事費でございます。

その下の19節負担金補助及び交付金の1億2,700万円は、平磯漁港と長清水漁港に係る工事費の負担金でございます。

65ページをごらんください。庁舎災害復旧費の中に、歌津総合支所駐車場整備工事、本年度未執行でございました。29年度に改めて実行するというので1,900万円減額してございます。

66ページ、復興管理費の積立金、復興交付金基金の積立金がございます。歳入では16次の交付金として14億892万円でございますので、金額が合わない内容でございます。増額している部分につきましては、いわゆる防集団地の土地の売り払い、これが本年度約3,200万円、それと復興交付金の過年度に入っている部分を積み戻しする、それが約2,000万円ありますので、合わせて5,100万円ほど実際は復興交付金のほうに積み立てする内容が多くなっております。

68ページをごらんください。地域復興費の19節負担金補助及び交付金、その中の水産加工業従業員家賃補助事業費補助金1,000万円、本年度未執行で減額補正させていただきます。

同じく19節の中の低炭素社会対応型浄化槽集中導入事業補助金1,300万円減でございますが、当初は118基、1基当たり20万円で見込んでおりました。実績値では53基ということで差額分につきまして今回減額させていただきます。

68ページの復興推進費の中の13節委託料1,000万円、ランドデザイン計画管理業務でございます。効果促進費に計上してございました予算を組み替えて、市街地整備コーディネーター事業費があるんですけれども、そちらからこちらのほうに予算を組み替えをしてございます。後ほど登場してまいります。



69ページをごらんください。復興衛生費の低炭素社会対応型浄化槽集中導入事業、同じく低炭素社会対応型の浄化槽の事業でございますが、本予算では当初予算では470基見込んでございました。1基当たり41万4,000円の補助金でございます。実績値では274基でございました。差額の部分について、今回減額させていただきます。

復興農林水産業費の中ほどの水産業共同利用施設復興整備事業費の19節負担金補助及び交付金で1億9,470万8,000円減額でございます。事業費確定者が4者分ございましたので、残りの部分について約2億円減額となります。

71ページをごらんください。3目のがけ近の移転事業費19節で、2億6,400万円ほど減額になります。本年度支払い済みが94件、今後の支払い見込みが30件ございます。実績値で3億4,400万円ほどになるということで、当初では6億800万円ほど計上してございましたので、今回2億6,400万円ほど減額となります。

その下の津波復興拠点整備事業費委託料で10億400万円ほど減額となります。志津川東、中央地区の実績に伴う減額でございます。

74ページをごらんください。復興効果促進費の2目市街地整備コーディネート事業費13節委託料ランドデザイン計画管理業務委託料、先ほど申し上げましたが、復興推進費のほうへ予算を組み替えしてございますので、本予算は1,000万円減額でございます。

最後、75ページになります。9目の防災拠点施設整備事業費13節委託料と15節工事請負費、いずれもヘリポートの設計と工事費でございますが、事業実施の環境が整わなかったために本年度は本予算は全額減額とさせていただきます。

予備費については財源調整でございます。

以上、予算の細部説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（星 喜美男君） お諮りいたします。本日は議事の関係上、これにて延会することとし、13日午前10時より本会議を開き、本日の議事を継続することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本日は議事の関係上、これにて延会することとし、13日午前10時より本会議を開き、本日の議事を継続することといたします。

本日はこれをもって延会といたします。

午後3時55分 延会

